

第4次本庄市男女共同参画プラン(案)

令和　年　月

本　　庄　　市

目 次

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的.....	1
2 計画の性格.....	2
3 計画の期間.....	2

第2章 男女共同参画を取り巻く本庄市の現状と課題

1 本庄市の現状	
(1) 人口・世帯数の動向.....	3
(2) 少子高齢化の進行.....	6
(3) 就業に関する現状.....	8
(4) 審議会等における女性の参画状況.....	13
(5) 配偶者等からの暴力の発生状況.....	15
(6) 男女共同参画に関する意識調査結果.....	17
2 計画策定の背景	
(1) 世界の動き.....	21
(2) 国の動き.....	23
(3) 埼玉県の動き.....	25
(4) 本庄市の動き.....	27
3 課題の取りまとめ	
(1) 男女の平等感と性別による固定的な役割分担意識.....	29
(2) 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画.....	29
(3) 労働と生活.....	30
(4) 女性に対する暴力について.....	30

第3章 計画策定の方向

1 推進イメージ.....	31
2 施策体系.....	32

第4章 施策の展開

政策目標1 人権が尊重される意識づくり.....	33
施策の大項目(1)人権を尊重する意識啓発.....	34
施策の大項目(2)男女共同参画の視点に立った教育、学習の推進.....	35
施策の大項目(3)配偶者等からの暴力(DV)の根絶.....	36
(「本庄市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」)	
政策目標2 男女共同参画の体制づくり.....	38
施策の大項目(1)政策や方針の立案及び決定の場への男女共同参画.....	38
政策目標3 働きやすい就業環境づくりと安心できる家庭生活.....	40
施策の大項目(1)誰もが働きやすい環境づくり.....	40
(「本庄市女性活躍推進計画」)	
施策の大項目(2)子育てや介護を担う家族への支援.....	42
施策の大項目(3)安心して暮らせる生活への支援.....	44
政策目標4 心とからだの健康づくり.....	47
施策の大項目(1)健康づくりへの支援.....	47
施策の大項目(2)生涯を通じた女性の健康支援.....	49
政策目標5 市民との協働による男女共同参画の推進.....	50
施策の大項目(1)市民や様々な団体等との連携.....	50

第5章 計画の推進体制

1 PDCAサイクルによる本計画の推進.....	52
2 市民・関係団体との連携.....	52
3 男女共同参画条例の制定.....	52

第1章 計画策定の趣旨

| 計画策定の目的

私たちを取り巻く社会は、経済活動の成熟化や情報化、国際化、家族形態の多様化、少子高齢化やその進行に伴う人口減少社会の到来などにより、急速に変化しています。

一方、地方分権が進む中、地域が抱える課題に対して、地域の実情に応じた主体的な活動が求められています。

このような変化を乗り越えていくためには、地域に住むすべての人が、その個性と能力を存分に発揮して、多様で活力ある地域づくりを進めていくことが重要です。

私たちは、社会経済のあらゆる分野において政策・方針決定過程への女性の参画が少ないことや、雇用分野における男女間格差が存在していること、仕事と子育てや介護等の両立の困難、女性に対する暴力の根絶など、多くの課題に取り組む必要があります。

本庄市では、平成20年に「本庄市男女共同参画プラン」を策定、平成25年には「本庄市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」と東日本大震災の教訓を活かした男女共同参画の視点による防災体制を盛り込んだ「第2次本庄市男女共同参画プラン」を、平成30年には「第3次本庄市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画に関する施策を総合的に推進してまいりました。

本計画は、現行計画の計画期間の満了に伴い、「本庄市総合振興計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画社会基本法及び旧プランを踏まえ、総合的かつ計画的に推進するための基本計画として新たに策定したものです。

2 計画の性格

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法に基づき男女共同参画社会づくりの施策を総合的・計画的に推進するための基本的な計画です。
- (2) この計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」、県の「埼玉県男女共同参画基本計画」（令和4～8年度）を踏まえるとともに、「本庄市総合振興計画」や本庄市が定める諸計画との整合を保つ内容としています。
- (3) この計画の一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定されている市町村基本計画及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項の市町村推進計画にあたります。
本計画第4章「政策目標1人権が尊重される意識づくり－施策の大項目(3)配偶者等からの暴力(DV)の根絶」を「本庄市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」に位置づけ、「政策目標3働きやすい就業環境づくりと安心できる家庭生活－施策の大項目(1)誰もが働きやすい環境づくり」を「本庄市女性活躍推進計画」に位置づけます。
- (4) この計画は、本庄市男女共同参画審議会の意見を尊重するとともに、本市及び埼玉県で実施した男女共同参画に関する意識調査、またパブリックコメントを通して寄せられた市民の意見等をもとに策定しました。
- (5) この計画は、議会代表者・関係団体・関係機関の代表者による本庄市男女共同参画審議会、関係各課により、計画内容の検討を行いました。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間とします。

第2章 男女共同参画を取り巻く本庄市の現状と課題

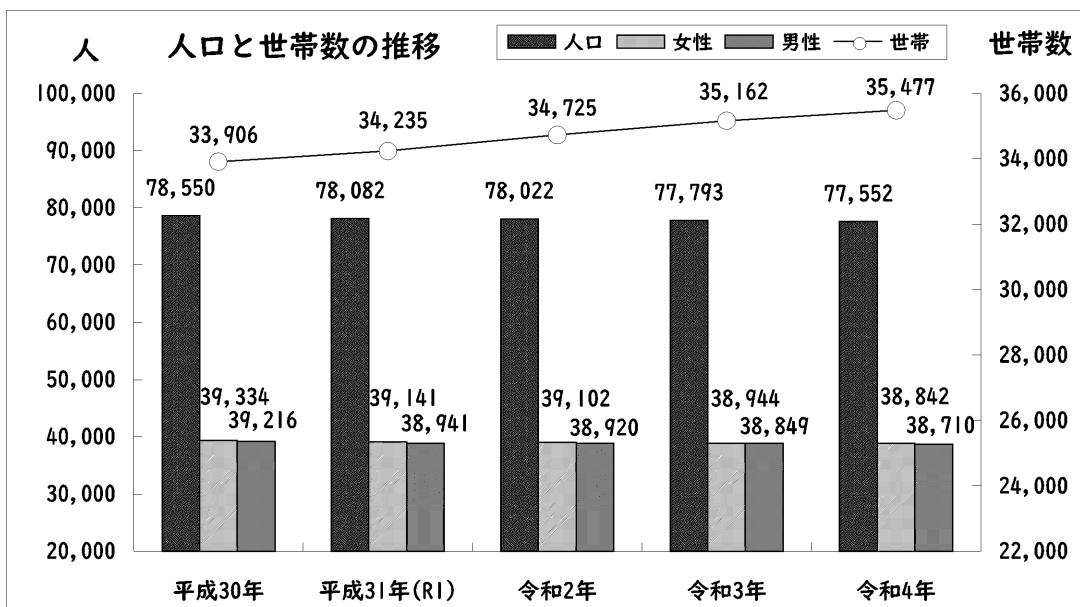
I 本庄市の現状

(Ⅰ) 人口・世帯数の動向

①人口と世帯数の推移

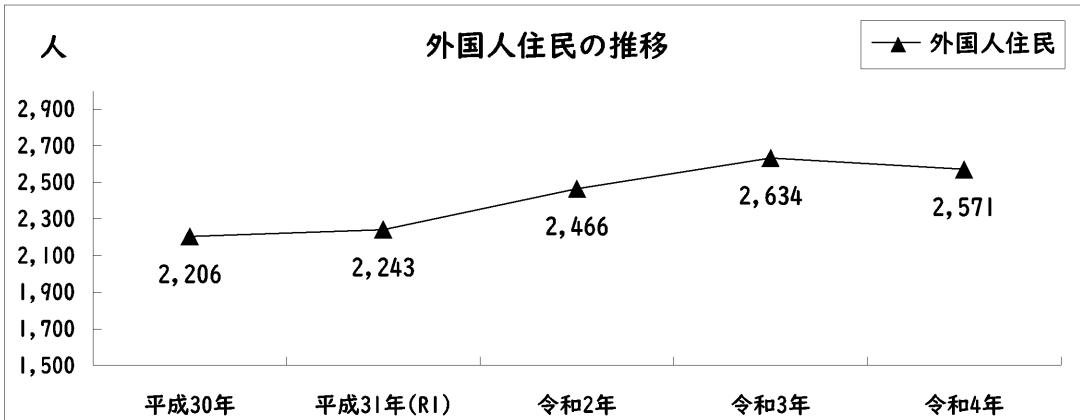
本市の総人口は、漸減傾向にありますが、世帯数は年々増加しています。
令和4年4月1日時点の人口は77,552人です。（男性38,710人、女性38,842人）外国人住民は増加傾向にあります。

図表-I-①



資料：本庄市住民基本台帳（各年4月1日現在）

図表-I-②

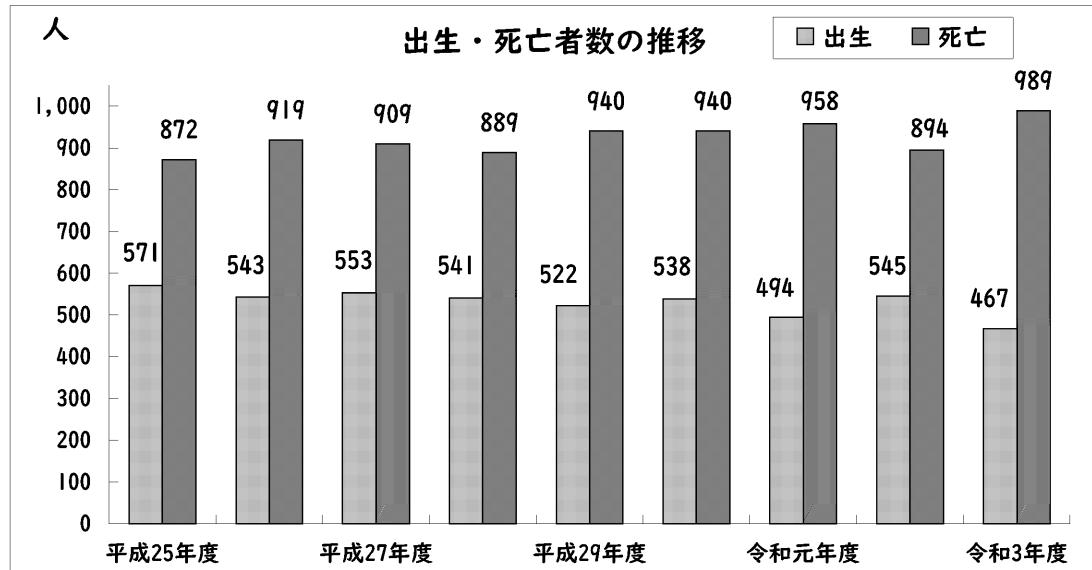


資料：本庄市住民基本台帳（各年4月1日現在）

②出生・死亡者数の推移

本市の年度ごとの出生・死亡者数の推移を見ると、死亡数が出生数を大幅に上回る状況が継続していることがわかります。

図表－2

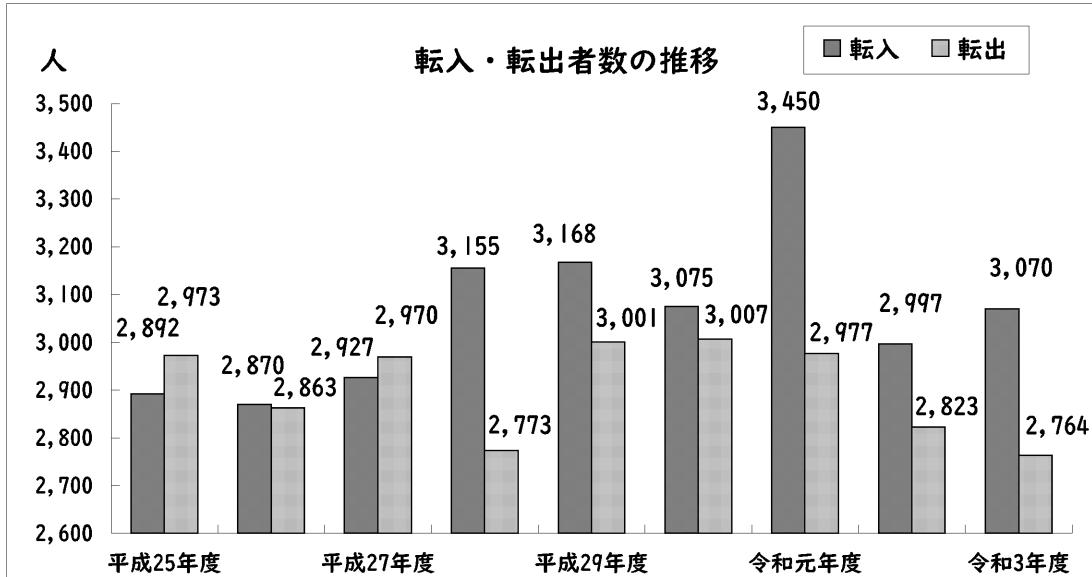


資料：本庄市住民基本台帳

③転入・転出者数の推移

平成27年度以降、転入者が転出者を継続的に上回っています。

図表－3

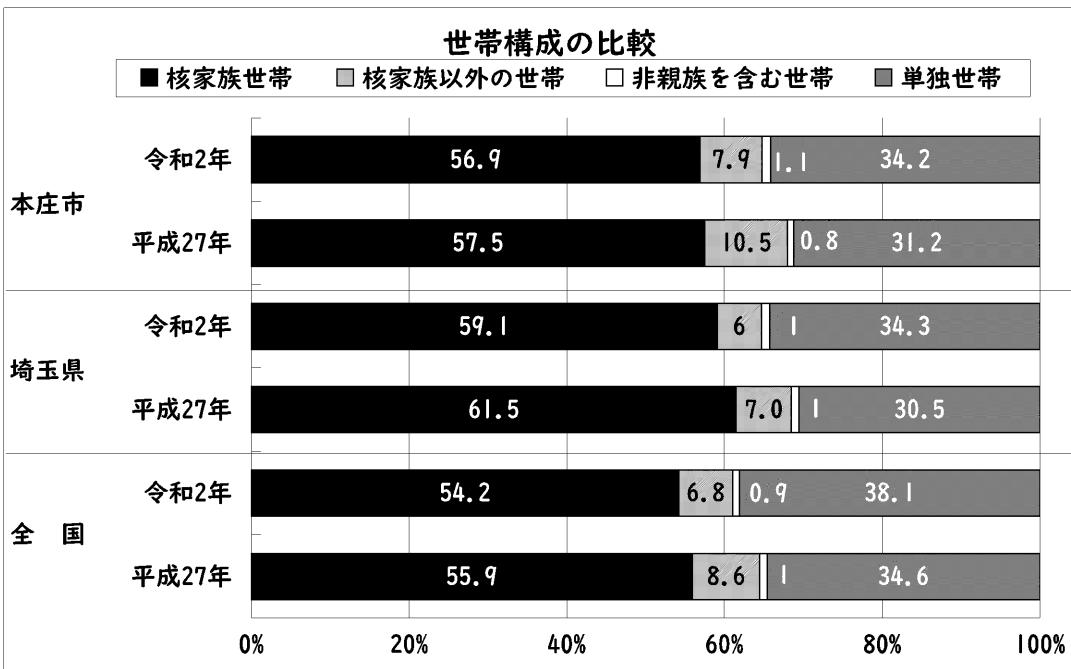


資料：本庄市住民基本台帳

④世帯構成

本市の世帯構成は、県や全国と同様に、「核家族世帯」及び「核家族以外の世帯」の比率が減少し、「単独世帯」の比率が増加しています。

図表－4



資料：平成27年・令和2年国勢調査

図表－5

本庄市の世帯数の推移

		核家族世帯	核家族以外の世帯	非親族を含む世帯	単独世帯	(再掲) 母子世帯	(再掲) 父子世帯	合計
令和2年	世帯数	18,714	2,598	353	11,240	437	57	32,905
	構成比%	56.9%	7.9%	1.1%	34.2%	1.3%	0.2%	100%
平成27年	世帯数	17,773	3,250	253	9,635	431	61	30,911
	構成比%	57.5%	10.5%	0.8%	31.2%	1.4%	0.2%	100%

資料:平成27年・令和2年国勢調査

用語解説

核家族世帯 : 夫婦のみ、夫婦と子供、男親（又は女親）と子供 から成る世帯

核家族以外の世帯 : 夫婦と親、夫婦と子供と親

夫婦と他の親族（親・子供を含まない）

夫婦・子供と他の親族（親を含まない）

夫婦・親と他の親族（子供を含まない）

夫婦・子供・親と他の親族

兄弟姉妹のみ から成る世帯

他に分類されない世帯

非親族を含む世帯 : 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係がない

人がいる世帯

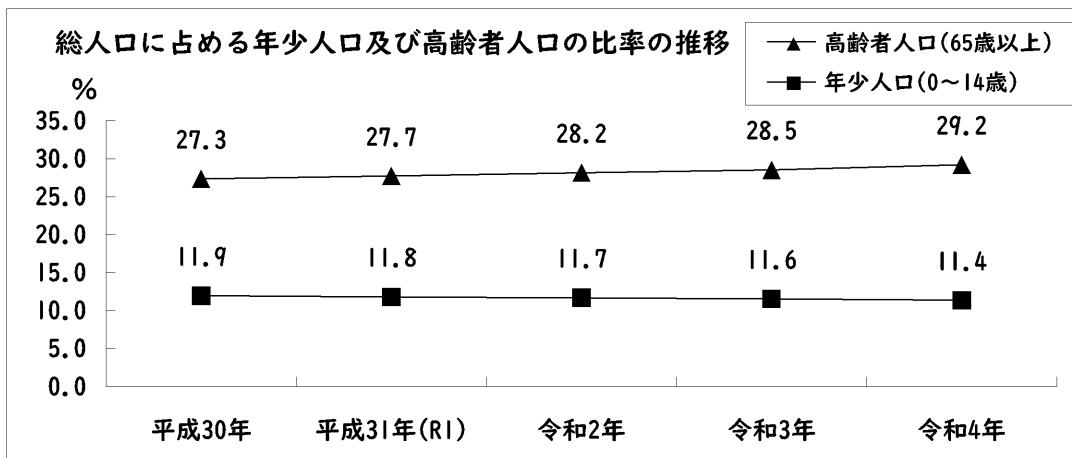
単独世帯 : 世帯人員が一人の世帯

(2) 少子高齢化の進行

①総人口に占める年少人口及び高齢者人口の比率の推移

本市の年少人口と高齢者人口それぞれの総人口に占める比率の推移から、年少人口比率が下がり続ける一方で、高齢者人口比率は上がり続けており、その差は拡大を続けています。

図表－6

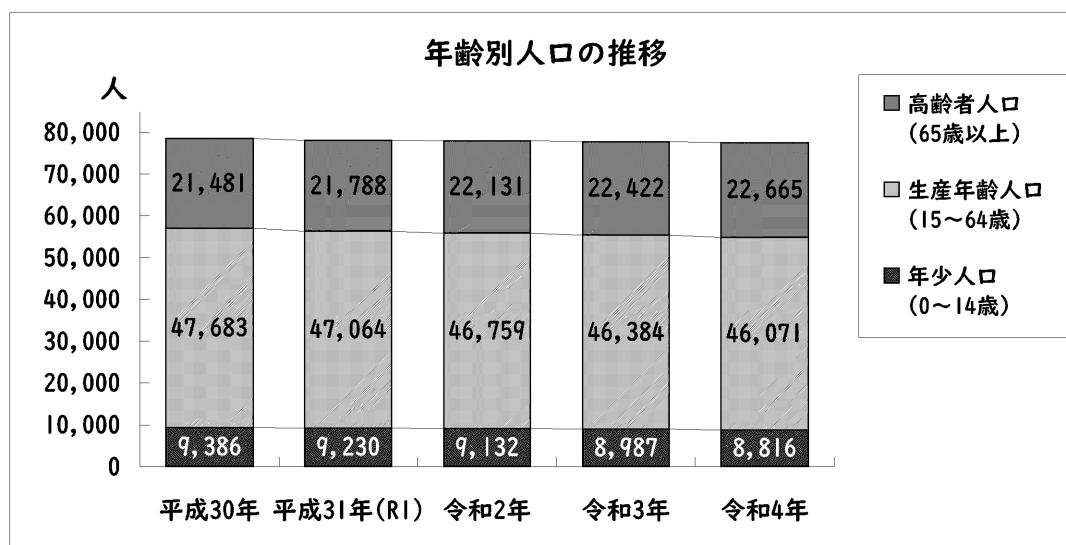


資料：本庄市住民基本台帳（各年4月1日現在）

②年齢別人口の推移

本市の令和4年の年少人口（0～14歳）は8,816人、生産年齢人口（15～64歳）は46,071人、高齢者人口（65歳以上）は22,665人となっています。年を追う毎に、少子高齢化が進んでいることを示しています。

図表－7

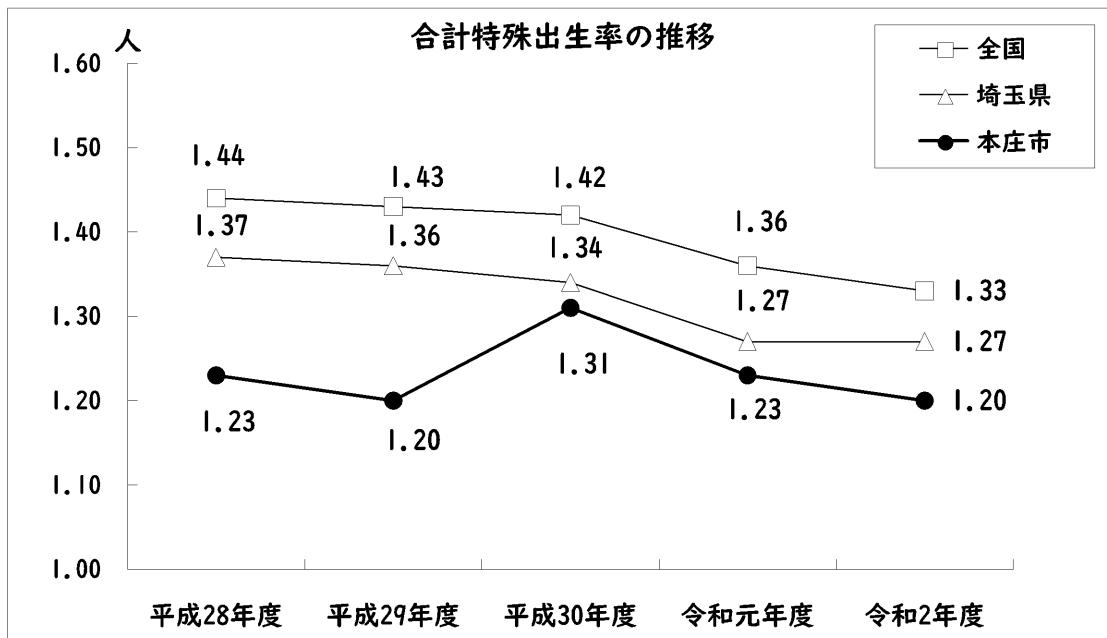


資料：本庄市住民基本台帳（各年4月1日現在）

③少子化の進行

本市の合計特殊出生率は、平成30年に一時的に上昇しましたが、その後は下落しており、依然として全国・埼玉県より低い水準で推移しています。

図表－8



資料：埼玉県保健医療部保健医療政策課

用語解説

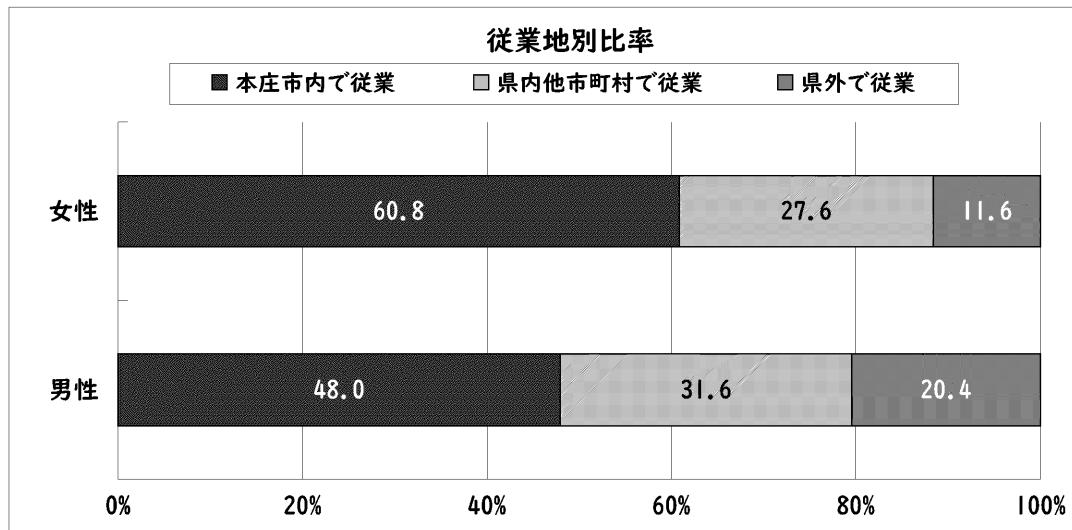
合計特殊出生率：15歳～49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、一人の女性が一生の間に産む平均の子どもの数

(3) 就業に関する現状

①従業地

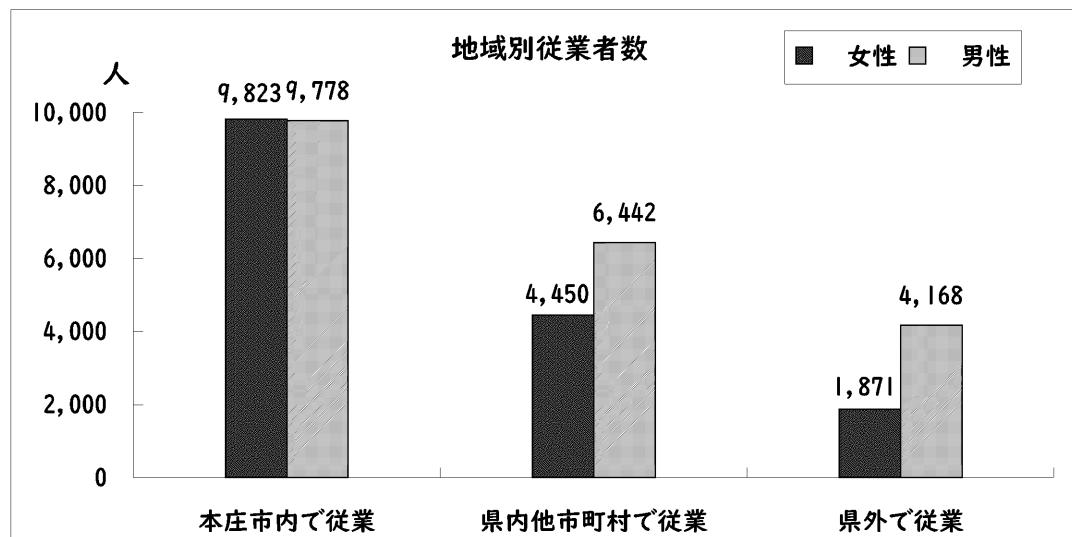
本市の就業者の従業地を見ると、特に女性は市内での従業が多く、約61%が市内で働いていることがわかります。

図表-9



資料：令和2年国勢調査

図表-10



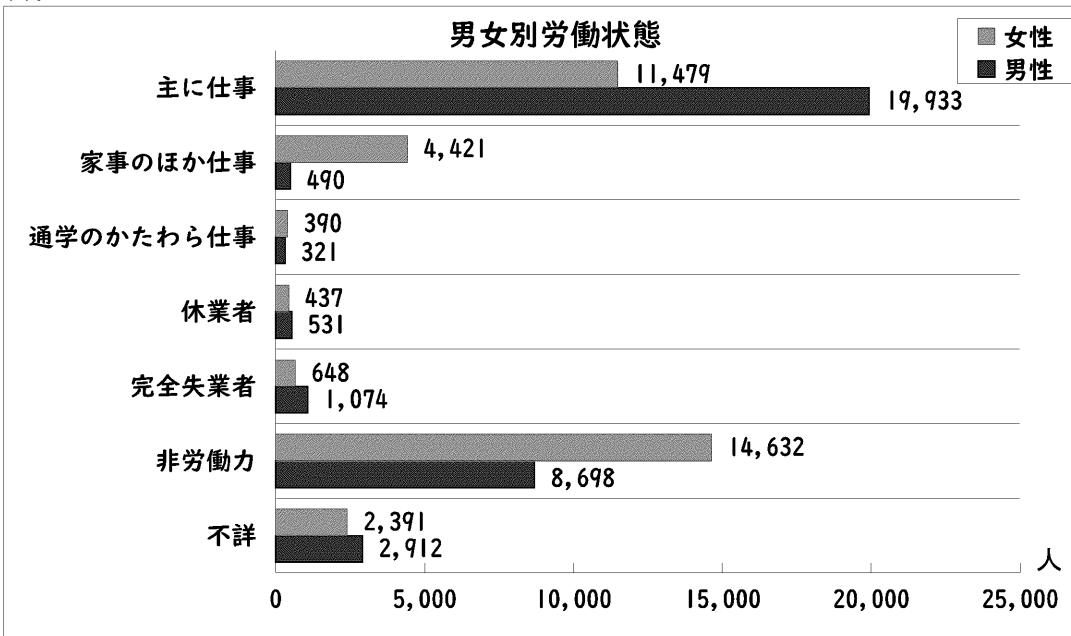
資料：令和2年国勢調査

②労働状態

本市の男女別労働状態を見ると、「主に仕事」をしている女性は男性の約6割となっており、「非労働力」や「家事のほか仕事」についても、女性の数が多くなっています。

その中で、「主に仕事」をしている女性は、前回国勢調査時の10,347人と比較して11%増加しており、働く女性の数は増加しています。

図表－11



資料：令和2年国勢調査

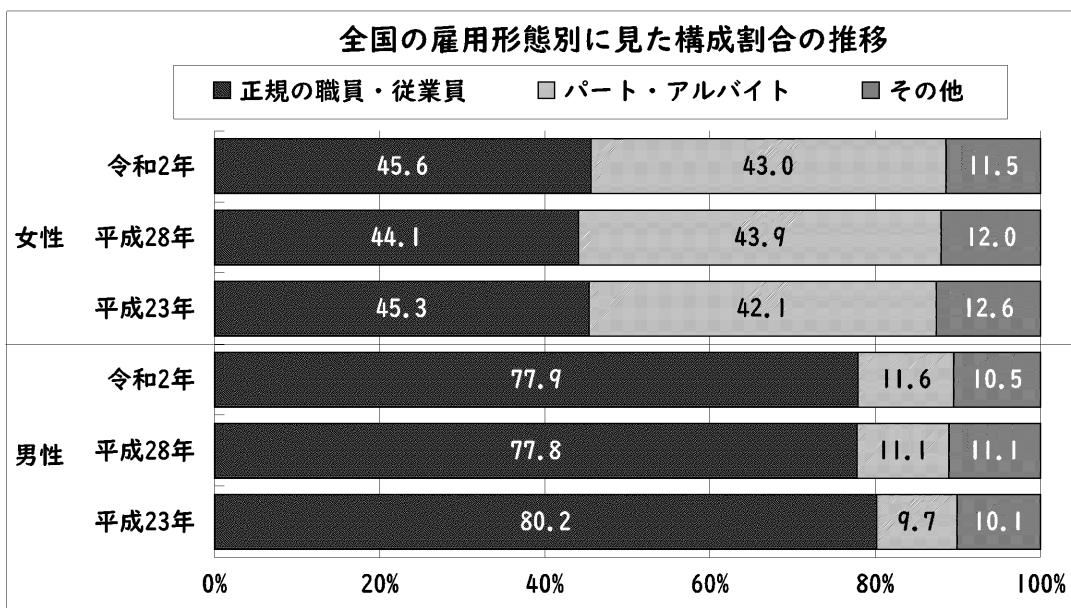
用語解説

- 主に仕事 : 主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合
家事のほか仕事 : 主に家事などをしていて、そのかたわら仕事をした場合
通学のかたわら仕事 : 主に通学していて、そのかたわら仕事をした場合
休業者 : 勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み
始めて30日未満、あるいは勤め人が30日以上休んでいても
賃金や給料をもらったかもらうことになっている場合
完全失業者 : 調査期間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、
仕事に就くことが可能であって、かつ公共職業安定所に
申込むなどして積極的に仕事を探していた人
非労働力 : 調査期間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、
休業者及び完全失業者以外の人

③雇用形態

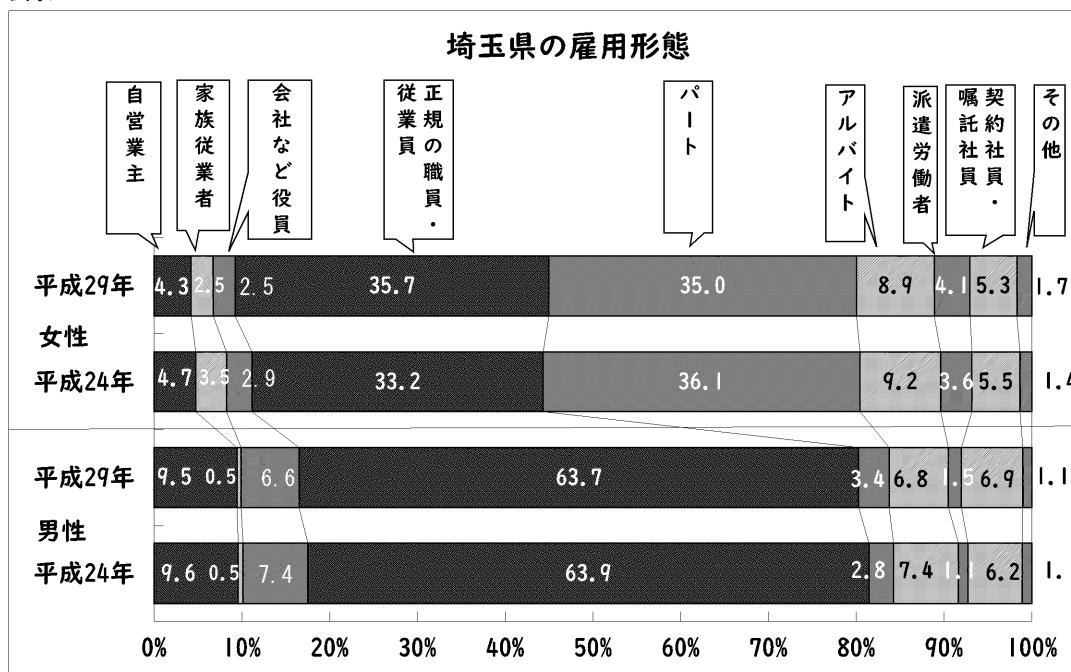
全国の雇用形態を見ると、男女とも正規の職員・従業員の比率は上昇しています。パート、アルバイト等の非正規雇用者の比率は男性で横ばい、女性では低下しています。非正規雇用者数はコロナ禍による影響を受けて、減少したと推測されます。

図表－12



資料：総務省「労働力調査年報」

図表－13

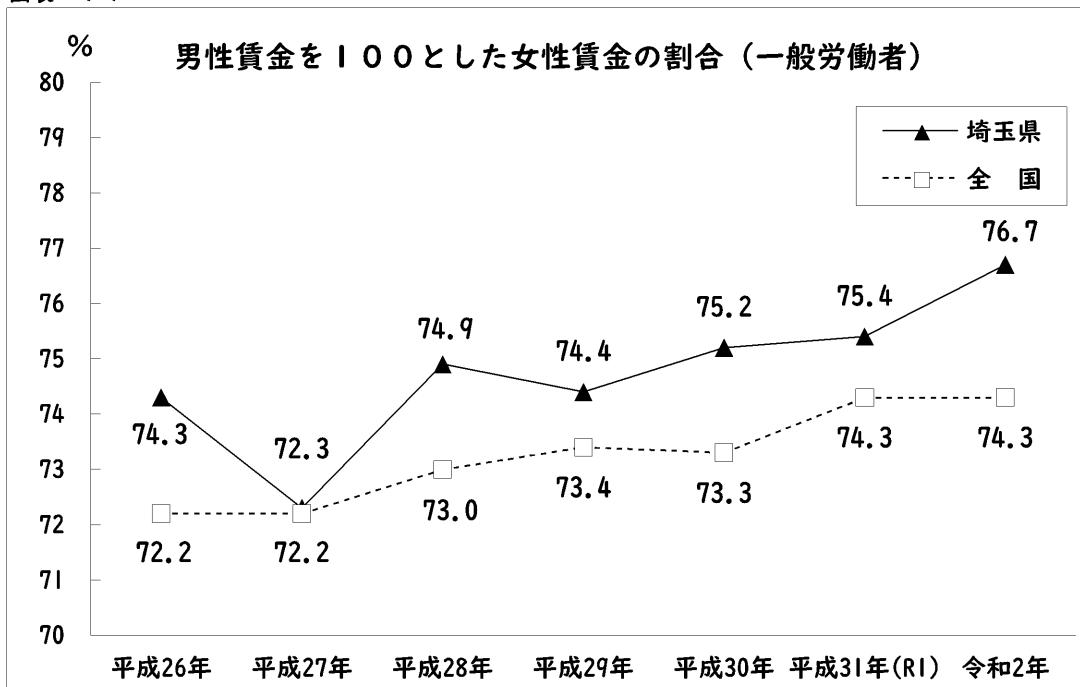


資料：総務省「就業構造基本調査」

④男女の賃金格差の推移

一般男性労働者の平均賃金水準を100とした場合、令和2年の埼玉県の一般女性労働者の水準は76.7となっており、賃金格差は緩やかに縮小を続けています。

図表－14



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

用語解説

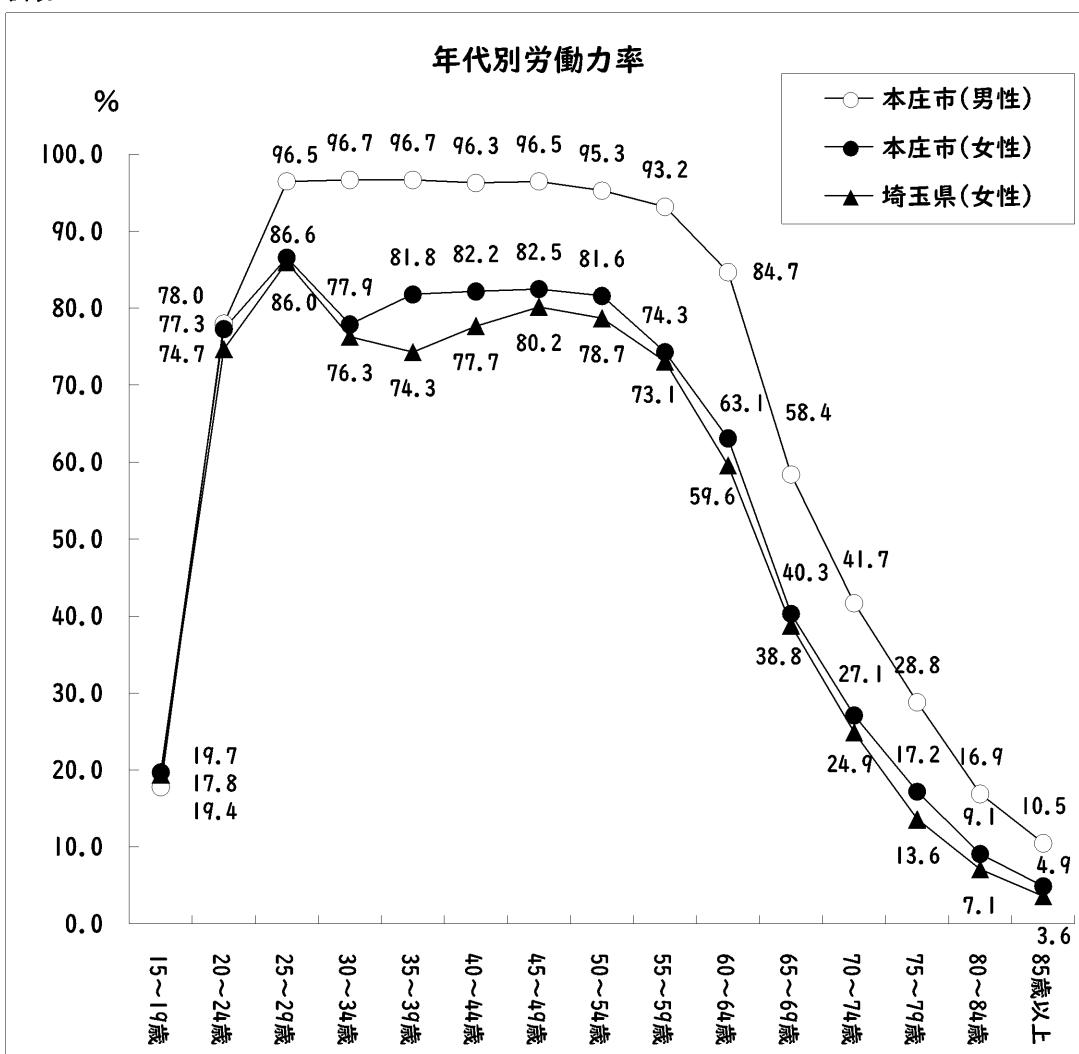
一般労働者：所定労働時間が適用されている労働者。パートタイム労働者は含まない。

⑤年代別労働力率

女性の年代別労働力率を見ると、30歳代で一旦落ちこむ傾向が見られ、このグラフ形状から、「M字型曲線」と言われています。

本市の場合は、埼玉県よりもM字の底は浅くなっています。

図表－15



資料：令和2年国勢調査

用語解説

労働力率：人口に占める働く人の割合

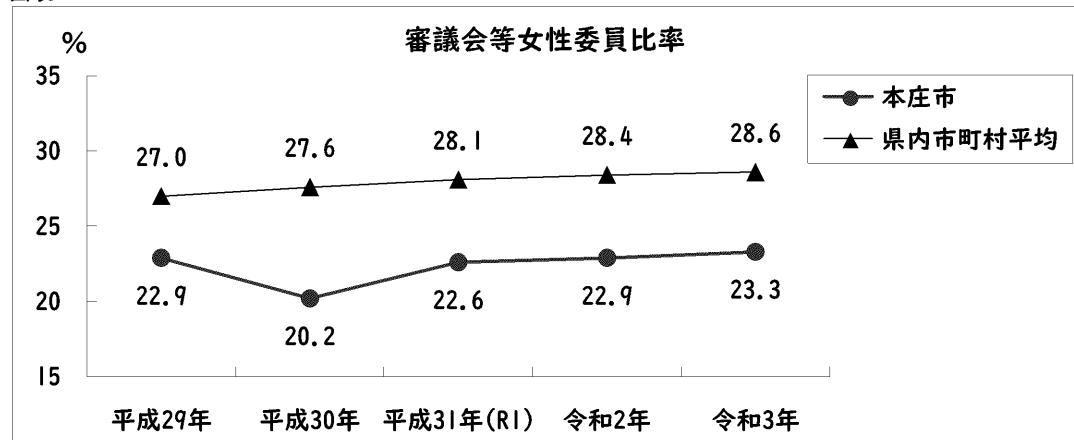
(4) 審議会等における女性の参画状況

①地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等

本市の総合振興計画では、審議会等における女性委員の比率を令和4年度までに30%にすることを目指していますが、令和3年4月1日時点で23.3%にとどまっています。

なお、「本庄市審議会等の設置及び運営に関する要綱」においても、「女性委員を積極的に登用するものとし、委員に占める女性の割合が3割以上になるよう努めるものとする」としています。

図表-16

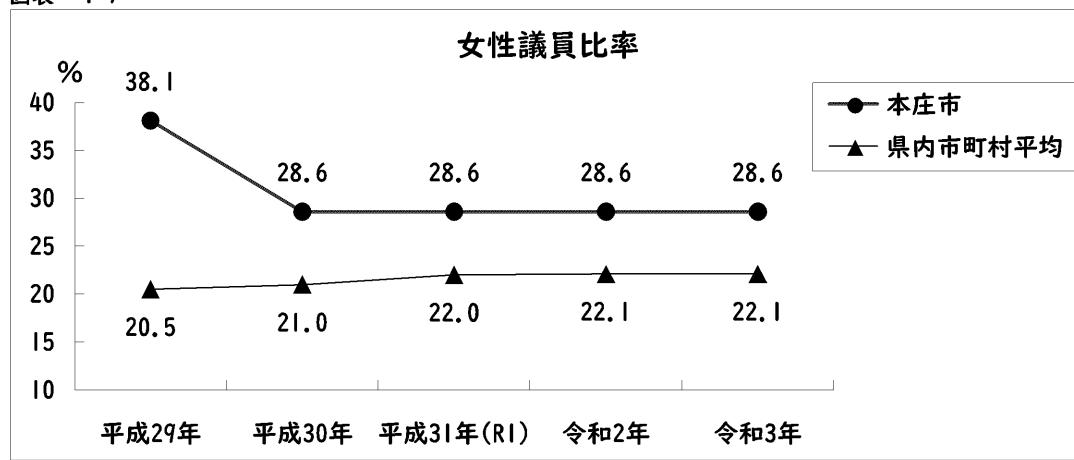


資料：埼玉県男女共同参画に関する年次報告（各年4月1日）

②市議会議員

市議会議員については、令和3年4月1日時点で女性議員の占める割合は28.6%となっており、県内市町村平均の22.1%に比べて6.5ポイント高い状況です。

図表-17

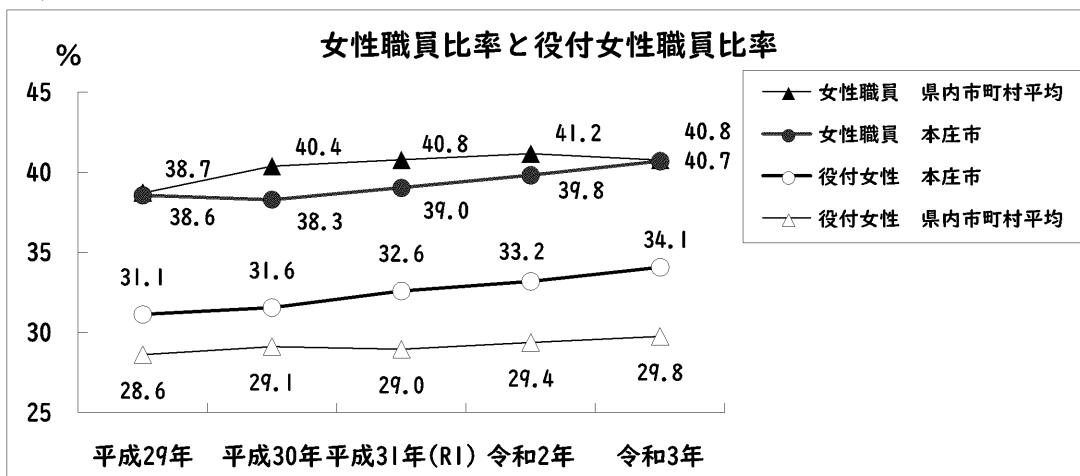


資料：埼玉県男女共同参画に関する年次報告（各年4月1日）

③自治体職員

令和3年4月1日時点で本市職員に占める女性職員の比率は40.7%で、県内市町村平均の40.8%と同水準です。係長級以上の役付女性職員については、本市が34.1%となり、県内市町村平均の29.8%を4.3ポイント上回っています。

図表－18



資料：埼玉県男女共同参画に関する年次報告(各年4月1日)

④自治会長

本市では、令和3年4月1日時点で、女性の自治会長の比率は0%です。県内市町村の平均値は5.3%です。

図表－19

市町村名	総数	うち女性	女性比率
本庄市	85	0	0.0%
熊谷市	363	16	4.4%
秩父市	80	1	1.3%
深谷市	200	1	0.5%
県内市町村合計	7,177	383	5.3%

資料：埼玉県男女共同参画に関する年次報告

⑤市町村防災会議委員

本市では、令和3年4月1日時点で、女性の市町村防災会議委員は10.3%で、県内市町村平均より1.9ポイント低くなっています。

図表－20

市町村名	総数	うち女性	女性比率
本庄市	39	4	10.3%
熊谷市	49	3	6.1%
秩父市	48	3	6.3%
深谷市	46	3	6.5%
県内市町村合計	2,016	246	12.2%

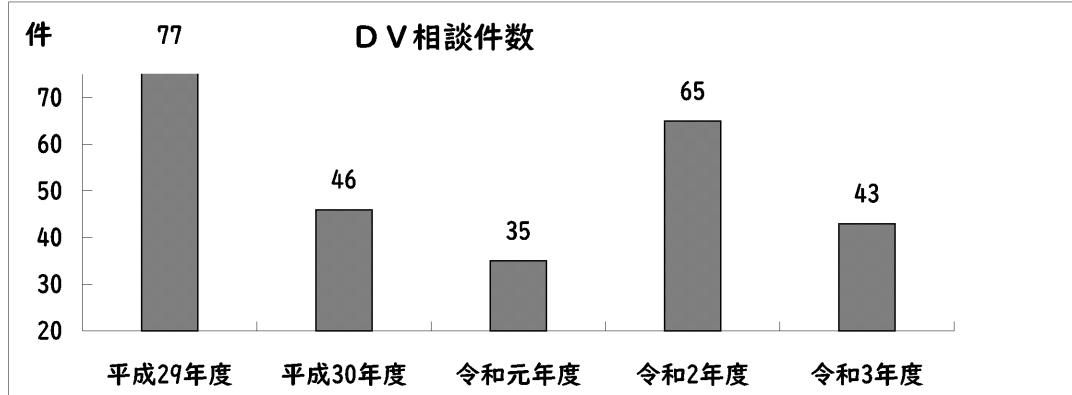
資料：埼玉県男女共同参画に関する年次報告

(5) 配偶者等からの暴力の発生状況

①ドメスティック・バイオレンス※相談件数

本市のDV相談件数は、平成29年度以降減少していましたが、令和2年度に前年比で大きく上昇しました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大が影響しています。

図表－21



資料：市民活動推進課

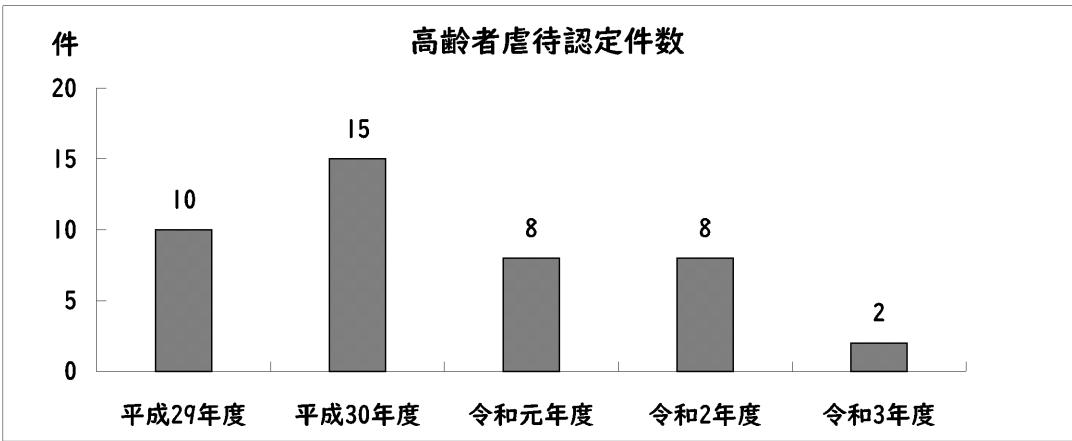
用語解説

ドメスティック・バイオレンス：配偶者や恋人など、親密な間柄で振るわれる暴力。

②高齢者虐待認定件数

本市の高齢者虐待認定件数は、平成30年度以降は減少傾向にあります。

図表－22

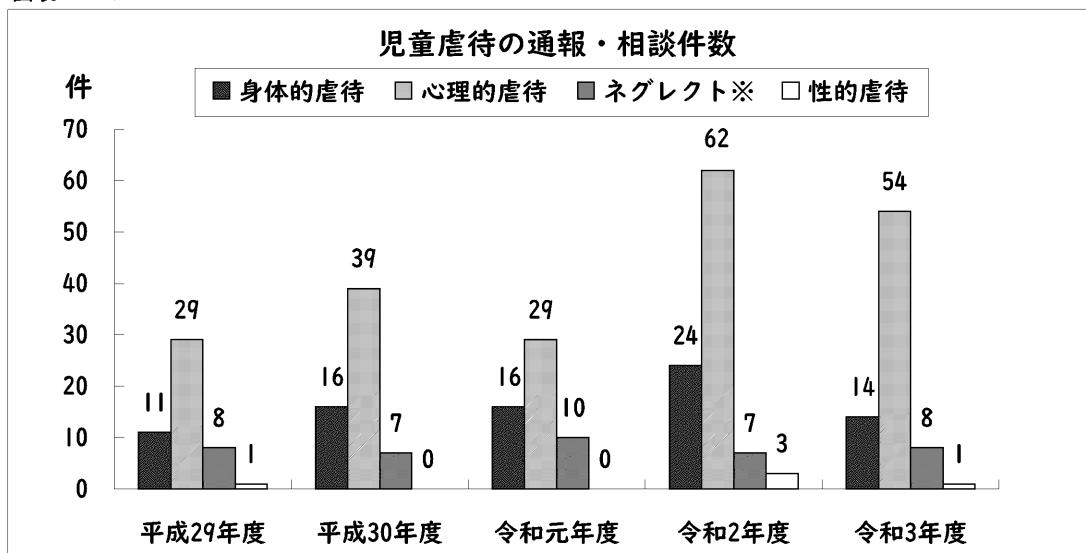


資料：地域福祉課

③児童虐待の通報・相談件数

本市の児童虐待通報・相談件数は、増加傾向にあります。

図表－23



資料：子育て支援課

用語解説

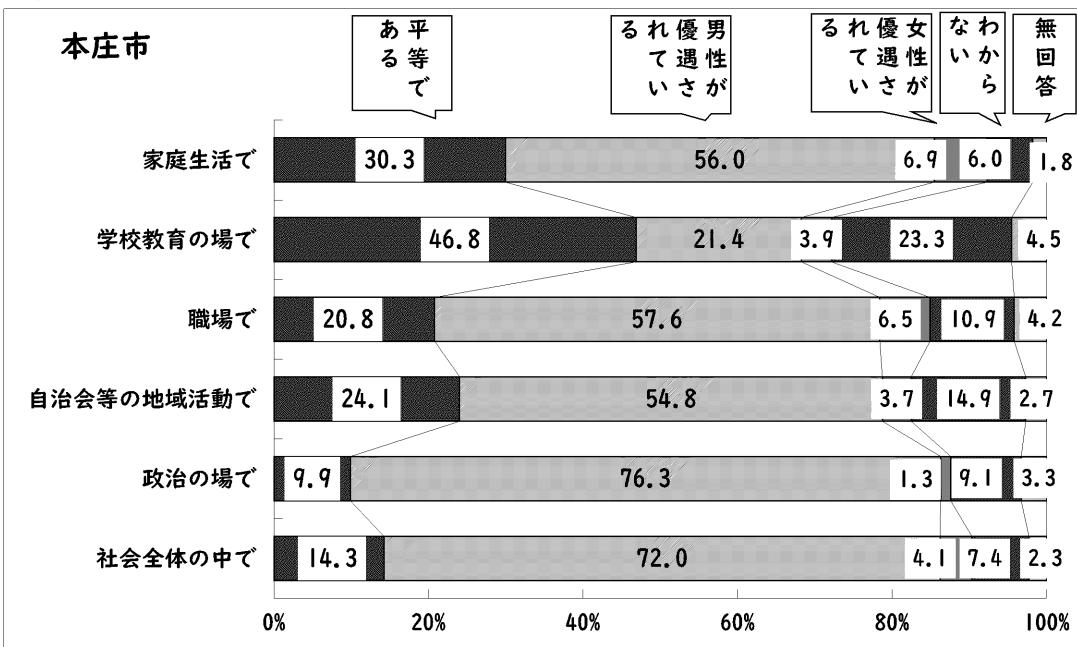
ネグレクト：特に幼児や児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、又は長時間の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ることを指す場合が多く、育児放棄とも言います。

(6) 男女共同参画に関する意識調査結果

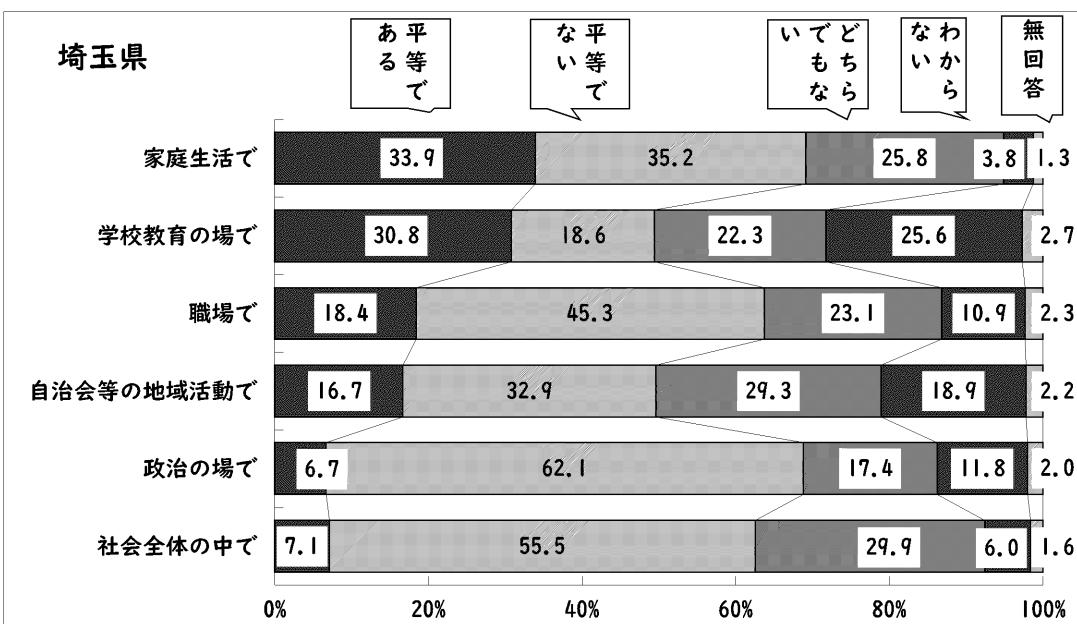
①男女の地位の平等感

男女の地位の平等感についてたずねたところ、市の調査では、【学校教育の場】で46.8%の方が平等であると回答していますが、それ以外の項目では、「男性が優遇されている」という回答が過半数を超えており、県の調査では、【家庭生活】と【学校教育の場】で3割台の方が「平等である」と回答していますが、それ以外の項目では、「平等でない」という回答が「平等である」という回答を大幅に上回っています。

図表－25



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年）

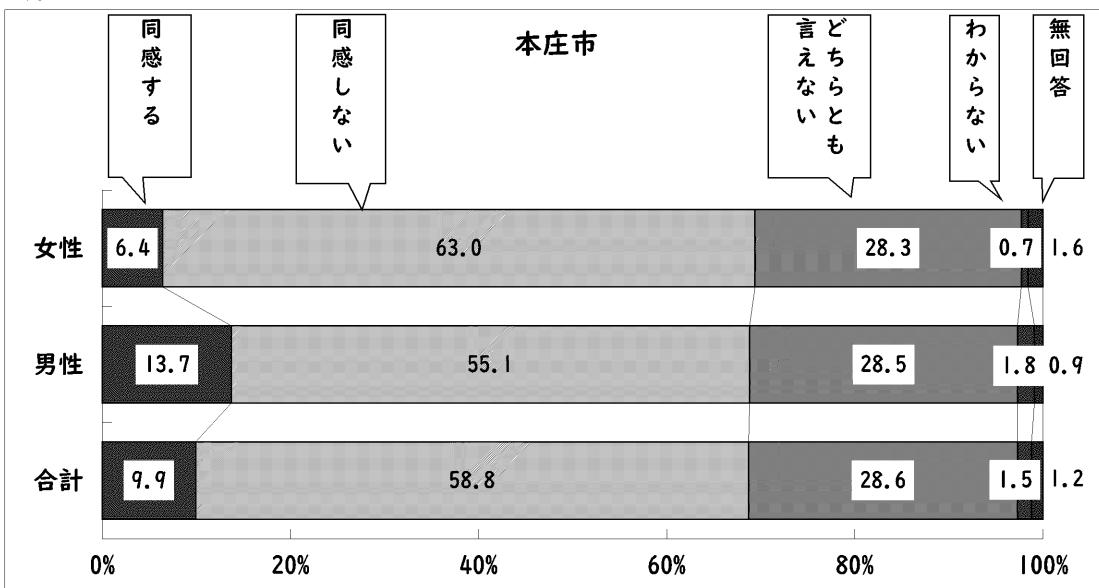


資料：埼玉県男女共同参画に関する意識・実態調査（令和2年）

②性別による固定的な役割分担意識

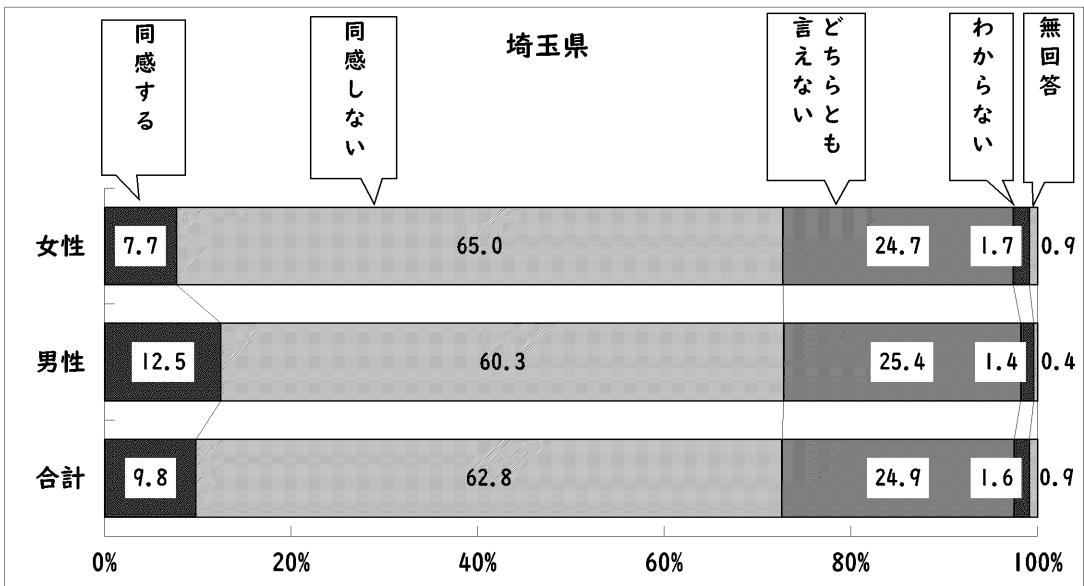
「男は仕事、女は家庭」という、性別による固定的な役割分担意識についてどう思うかたずねたところ、市の調査（男女計）では、「同感する」と答えた人の比率は9.9%で、「同感しない」と答えた人は58.8%でした。県の調査（男女計）と比較すると、「同感しない」と答えた人の割合が4ポイント低いことがわかります。また、男女で比較すると、男性の方が女性より、性別による固定的な役割分担意識が強いことがわかります。

図表－26



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年）

図表－27

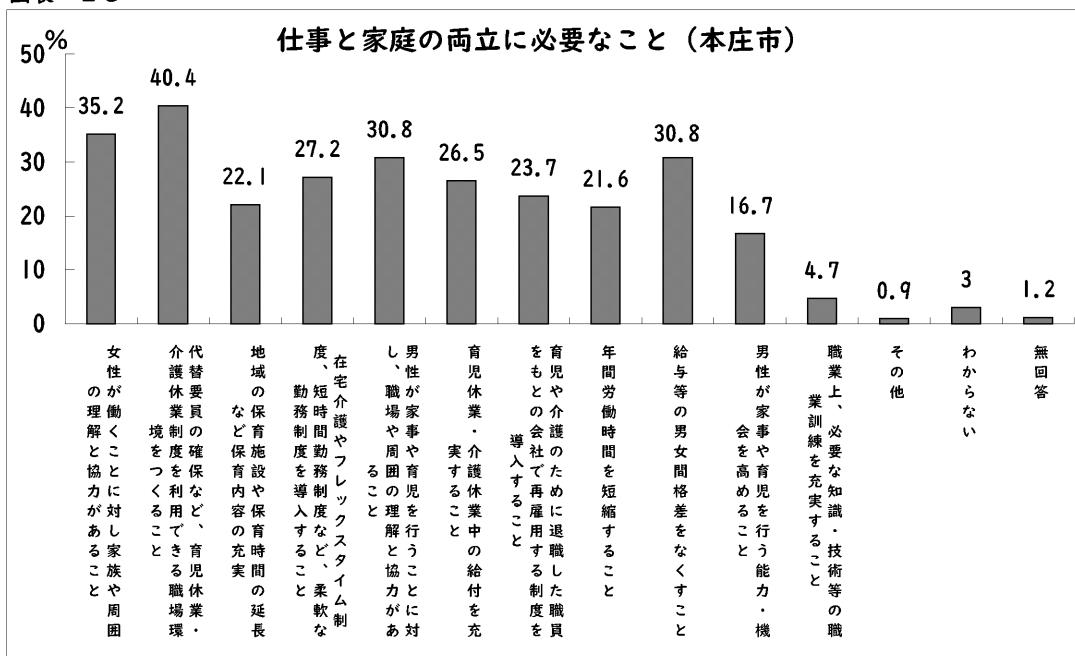


資料：埼玉県男女共同参画に関する意識・実態調査（令和2年）

③仕事と家庭の両立に必要なこと

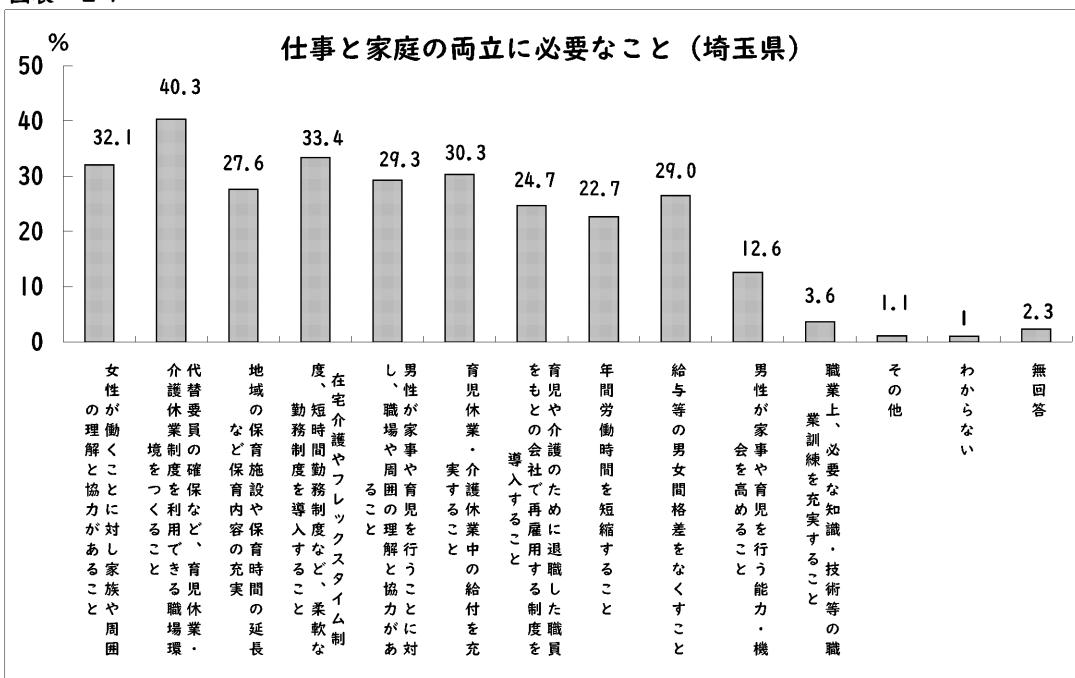
「仕事と家庭の両立に必要なことをたずねたところ、市と県それぞれの調査で「代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用する職場環境をつくること」が4割と最も高く、市の調査では「女性が働くことに対し家族や周囲の理解と協力があること」が、県の調査では「在宅介護やフレックスタイム制度、短時間勤務制度など、柔軟な勤務制度の導入」が続いています。

図表-28



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年）

図表-29

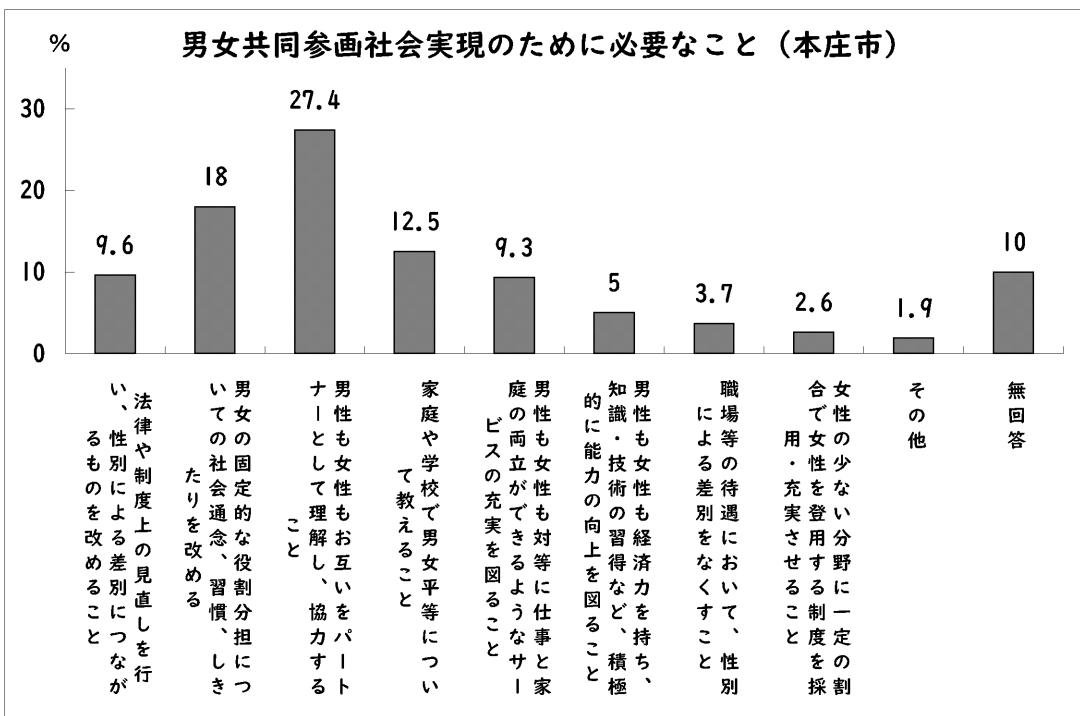


資料：埼玉県男女共同参画に関する意識・実態調査（令和2年）

④男女共同参画社会実現のために必要なこと

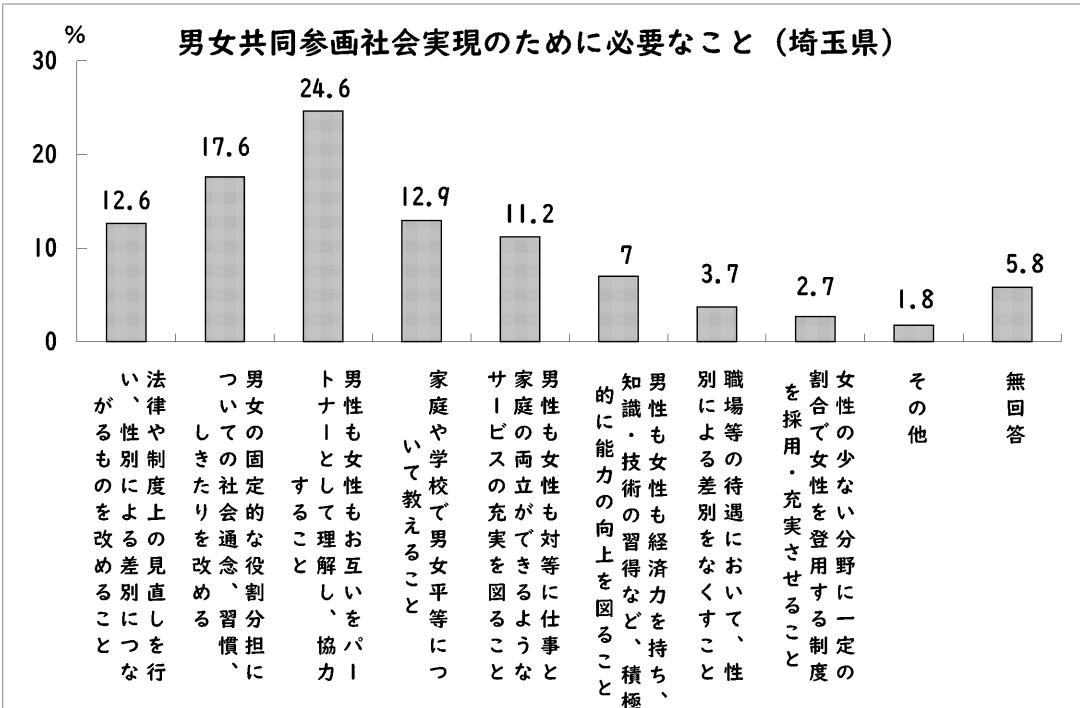
社会のあらゆる分野で、男女がバランスよく積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思うかをたずねたところ、市と県のそれぞれの調査で「男性も女性もお互いをパートナーとして理解し、協力すること」が最も高く、約4人に1人の方が選択しています。

図表-30



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年）

図表-31



資料：埼玉県男女共同参画に関する意識・実態調査（令和2年）

2 計画策定の背景

(1) 世界の動き

国際連合（以下「国連」という。）が、国連総会において昭和50年（1975年）を「国際婦人年」とすることを決議しました。

●昭和50年（1975年） 国際婦人年

国際婦人年世界会議開催（メキシコシティ）

「平等・発展・平和」を目標とした女性の地位向上のための「世界行動計画」が採択され、昭和51年（1976年）から昭和60年（1985年）までの10年間を「国連婦人の10年」とし、目標達成に向けて世界的な行動が始まりました。

●昭和54年（1979年）

第34回国連総会開催（ニューヨーク）

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択されました。

●昭和60年（1985年）

「国連婦人の10年」最終年世界会議開催（ナイロビ）

西暦2000年に向けて各国が取り組むべき指針（ガイドライン）として、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

●平成7年（1995年）

第4回国連世界女性会議開催（北京）

21世紀に向けて女性の地位向上の指針となる「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。「行動綱領」は、女性のエンパワーメント（力をつけること）に関するアジェンダ（予定表）であるとされ、12の重大問題領域（貧困、教育と訓練、女性に対する暴力や女児等）が設定され、平成8年（1996年）までに各政府に国内行動計画を策定することが求められました。

●平成12年（2000年）

女性2000年会議開催（ニューヨーク）

「北京宣言」及び「行動綱領」についての実施状況の見直し、評価と更なる行動等が検討され、「北京宣言」及び「行動綱領」の完全実施に向けた「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアチブ」（成果文書）が採択されました。

●平成17年（2005年）

第49回国連婦人の地位委員会（通称：北京+10）開催（ニューヨーク）

「北京宣言」、「行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認する政治宣言が採択され、女性の自立と地位向上に向けた取り組みを引き続き推進することが確認されました。

●平成22年(2010年)

第54回国連婦人の地位委員会(通称:北京+15)開催(ニューヨーク)

「北京宣言」、「行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の実施状況の評価について、「宣言」及び7項目からなる「決議」が採択されました。

●平成23年(2011年)

女性に関する4つの機関、国連女性地位向上部(DAW)、国際婦人調査訓練研究所(INSTRAW)、国連ジェンダー問題特別顧問事務所(OSAGI)、国連女性開発基金(UNIFEM)を統合して、新たな機関「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」が発足しました。

●平成24年(2012年)

第56回国連婦人の地位委員会開催(ニューヨーク)

「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択されました。この決議は、防災、災害対応、復旧復興の全ての段階における女性の参画や女性のニーズへの配慮を求めること等を内容としています。

●平成26年(2014年)

第58回国連女性の地位委員会開催(ニューヨーク)

「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択されました。この決議は、前回の決議内容に加え、災害に強い社会づくりと、それに向けた平時での女性参画の重要性等の点を強調した内容となっています。

●平成27年(2015年)

第59回国連女性の地位委員会「北京+20」記念会合開催(ニューヨーク)

日本政府はジェンダー平等及び女性のエンパワーメントを重視し、国内外で「女性が輝く社会づくり」に取り組んでいることを紹介しました。

●令和2年(2020年)

第64回国連女性の地位委員会「北京+25」開催(ニューヨーク)

「北京宣言」及び「北京行動綱領」の完全な実現に向けて取り組みを強化する「第4回世界女性会議25周年における政治宣言」が採択されました。

●令和3年(2021年)

第65回国連女性の地位委員会開催(ニューヨーク)

合意結論「ジェンダー平等の達成と全ての女性と女児のエンパワーメントに向けた女性の公的領域における完全かつ効果的な参画と意思決定及び暴力の根絶」が採択されました。

(2) 国の動き

●昭和50年(1975年)

「世界行動計画」の内容を国内施策に取り入れるため、女性の地位向上のための国内本部機構として総理府(現内閣府)に「婦人問題企画推進本部」が設置されました。

●昭和52年(1977年)

今後10年間の女性関連施策の方向性を示した「国内行動計画」を策定し、女性問題解決についての目標を明らかにしました。

●昭和60年(1985年)

国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定や家庭科の男女共修など国内法等の整備を進め、世界で72番目に女子差別撤廃条約を批准しました。

●昭和62年(1987年)

「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を受けて、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されました。

●平成6年(1994年)

「婦人問題企画推進本部」を発展させ、全閣僚をメンバーとする「男女共同参画推進本部」を設置し、併せて、総理府大臣官房に「男女共同参画室」を、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」を設置して国の推進体制を拡充、強化しました。

●平成8年(1996年)

北京で開催された第4回世界女性会議で採択された「行動綱領」や男女共同参画審議会から答申された「男女共同参画ビジョン」を受けて、「男女共同参画2000年プラン」を総合的・体系的に整備しました。

●平成11年(1999年)

「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定づける最重要課題として位置づけられました。

●平成12年(2000年)

基本法に基づき、「男女共同参画社会基本計画」を策定し、今後実施する施策の基本的な方向や具体的な施策の内容を示しました。

●平成13年(2001年)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る目的で、配偶者等からの暴力(DV)にかかる通報、相談、保護、自立支援等の態勢整備が盛り込まれた「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)が制定されました。

●平成16年(2004年)

DV防止法の一部を改正する法律が施行されました。これにより、都道府県に基本計画の策定が義務づけられたほか、配偶者からの暴力の定義が精神的暴力・性的暴力を含むものとして拡大されるとともに、保護命令制度が拡充されました。

●平成17年(2005年)

「男女共同参画基本計画(第2次)」が策定され、12の重点分野を掲げ、それぞれについて、平成32年(2020年)までを見通した施策の基本的方向と平成22年度(2010年度)末までに実施する具体的施策の内容が提示されました。

●平成19年(2007年)

男女雇用機会均等法の一部を改正する法律が施行されました。これにより、間接差別など性別による差別禁止の範囲の拡大、妊娠・出産等理由とする不利益取り扱いの禁止、男女労働者に対するセクシャル・ハラスメントに関する事業主の雇用管理上の措置の義務化などが盛り込まれました。

●平成20年(2008年)

DV防止法の一部を改正する法律が施行されました。これにより、生命・身体に対する脅迫を受けた被害者も保護命令の申立てを可能とし、被害者等の親族等も接近禁止命令の対象とするなど保護命令制度が拡充されたほか、市町村に対する基本計画策定の努力義務について規定されました。

●平成22年(2010年)

「第3次男女共同参画基本計画」が策定され、「男性、子どもにとっての男女共同参画」など、新たに重点分野を設定し、この計画を実効性のあるアクションプランとするために成果目標が設定されました。

●平成27年(2015年)

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るため、「女性活躍加速のための重点方針2015」の策定、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されました。また、あらゆる分野における女性の活躍を基本的な方針に盛り込んだ「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

●平成30年(2018年)

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。衆議院・参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体・政党などの責務が明記されています。

●令和元年（2019年）

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の一部を改正する法律が公布されました。女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するため、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、情報公表の強化、パワー・ハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務、セクシュアル・ハラスメントの防止対策の強化措置を定めました。

●令和2年（2020年）

男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、令和12年度末までの「基本認識」並びに令和7年度末までを見越した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めた「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

●令和3年（2021年）

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の一部が改正されました。政党などの取組項目の例示として、候補者の選定方法の改善やセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなどへの対策が明記されました。

(3) 埼玉県の動き

●昭和55年（1980年）

埼玉県の女性の地位向上の出発点として、真の男女平等の実現に向けて「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」（昭和54～60年度）が策定されました。

●昭和59年（1984年）

計画策定後の社会情勢の変化に対応するため、見直しを行い「婦人の地位向上に関する埼玉県計画（修正版）」を策定しました。

●昭和61年（1986年）

女性の地位向上だけに止まらず、よりよい福祉社会と男女平等の社会を確立することをめざした「男女平等社会確立のための埼玉県計画」（昭和61～平成7年度）が策定されました。

●平成2年（1990年）

計画策定後の社会情勢の変化に対応するため、見直しを行い「男女平等社会確立のための埼玉県計画（修正版）」が策定されました。

●平成7年（1995年）

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、あらゆる活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受し、共に責任を担う「男女共同参画社会」を確立することをめざして「2001彩の国男女共同参画プログラム」（平成7～13年度）が策定されました。

●平成12年（2000年）

住民や地域社会の視点に立ち、地域の実情を十分に踏まえ、県民の意見を最大限に反映した上で、総合的かつ計画的に推進するために、全国に先駆けて「埼玉県男女共同参画推進条例」が制定されました。

●平成14年（2002年）

「埼玉県男女共同参画推進条例」に基づき、「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」（平成14～23年度）が策定され、あらゆる分野に男女共同参画と人権尊重の視点を取り入れることを主眼として、男女共同参画社会づくりのための具体的な道筋が示されました。

また県の施策を実施し、県民や市町村の取り組みを支援するため、男女共同参画推進センター（With You さいたま）が開設されました。

●平成18年（2006年）

DV防止法の一部改正を受け、被害の発生防止から相談、一時保護、自立支援に至るまでの施策を総合的に推進するため、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」が策定されました。

●平成19年（2007年）

「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」の中間見直しを行い、「埼玉県男女共同参画推進プラン」が策定されました。

●平成20年（2008年）

結婚や出産を機に退職した女性の再就職を支援するため、埼玉県女性キャリアセンターが男女共同参画推進センター（With You さいたま）内に開設されました。

●平成21年（2009年）

DV防止法の一部改正を受け、若年者への啓発、市町村の計画策定への支援などを盛り込んだ「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第2次）」が策定されました。

●平成24年（2012年）

「埼玉県男女共同参画基本計画」（平成24～28年度）及び「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第3次）」が策定されました。

さらに「埼玉県男女共同参画推進センター」に配偶者暴力相談支援センターの機能が付加されました。

●平成29年（2017年）

「埼玉県男女共同参画基本計画」（平成29～令和3年度）及び「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」が策定されました。

●令和4年(2022年)

「埼玉県男女共同参画基本計画」(令和4~8年度)及び「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第5次)」が策定されました。

(4) 本庄市の動き

旧本庄市

●昭和56年(1981年)

企画課企画係内に女性問題を所管する組織が設置されました。

●昭和57年(1982年)

第2次本庄市総合振興計画を策定し、その中で「婦人の地位の向上を図る」項目を設け、毎年女性問題講演会や啓発リーフレットの発行等をおいて啓発事業を行いました。

●平成6年(1994年)

平成5年(1993年)に埼玉県の女性行政推進モデル市町村の指定を受け、市民の声を反映した計画づくりを行うため、市民各層からの参画を得て「本庄市女性政策推進審議会」を設置しました。

●平成7年(1995年)

「本庄市女性政策推進審議会」の答申を指針として、男女共同参画社会の実現に向けた基本的な方針及び施策の方向を示す「本庄市男女共同参画プラン」(平成8~17年度)を策定しました。

旧児玉町

●平成14年(2002年)

「児玉町男女共同参画プラン懇話会」を設置し、アンケート調査を実施するなど広く町民の意見を聞くとともに、施策の方向を示す「児玉町男女共同参画プラン」(平成15~24年度)を策定しました。

本庄市(平成18年1月合併後)

講演会の開催や広報紙の発行等、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みました。

●平成20年(2008年)

「本庄市男女共同参画プラン」(平成20~24年度)を策定しました。

●平成22年(2010年)

配偶者等からの暴力(DV)のない社会づくりを進めるために「本庄市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」(平成22~24年度)を策定しました。

●平成23年(2011年)

企画財政部人権推進課内に本庄市配偶者暴力相談支援センターを設置し、相談体制を整備し、被害者の保護と支援のため、関係機関との連携を図りました。

●平成25年(2013年)

「本庄市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を組み込んだ「第2次本庄市男女共同参画プラン」(平成25~29年度)を策定しました。

●平成28年(2016年)

「本庄市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」(平成28~32年度(2020年度))を策定しました。

●平成30年(2018年)

「第3次本庄市男女共同参画プラン」(平成30年度~令和4年度)を策定しました。

●令和2年(2020年)

「本庄市次世代育成支援・女性活躍推進特定事業主行動計画」(令和2~7年度)を策定しました。

●令和3年(2021年)

本庄市パートナーシップ宣誓制度を開始しました。この制度は、性的マイノリティの方が互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係にあることを市長が確認し、公に証明するものです。

●令和4年(2022年)

第3次本庄市男女共同参画プランの満了にあたり、男女共同参画に関する市民の意識や実態を把握するため、男女共同参画に関する市民アンケートを実施しました。

3 課題の取りまとめ

(1) 男女の平等感と性別による固定的な役割分担意識

17ページの①男女の地位の平等感に関する市民意識調査の結果を見ると、「家庭生活で」「学校教育の場で」では比較的平等感が高い一方で、「政治の場で」「社会全体の中で」では、7割以上の市民が「男性が優遇されている」と回答しており、社会生活の様々な場面で男女平等になっていないと感じている人が依然として多いことがわかります。

「男性は仕事、女性は家庭」という、性別による固定的な役割分担意識については、17ページの調査結果を見ると「同感しない」と答えた人の割合が女性 63.0%、男性 55.1%に対して、「同感する」と答えた人は女性 6.4%、男性 13.7%であり、性別による固定的な役割分担意識は依然として根強く残っており、男性の方が女性に比べ、その傾向が強いことがわかります。

このような社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）による固定的な役割分担意識や習慣・しきたりなどの社会通念は、個人の能力を発揮する機会や、自由に活躍できる機会をさまたげている要因となっています。一人ひとりが自分の可能性にチャレンジでき、その個性と能力を十分発揮できるよう、性別（ジェンダー）による固定的な役割分担意識の解消と社会における制度や慣行の見直しが引き続き必要です。

(2) 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画

本市は、審議会等において女性委員を積極的に登用するものとして、委員に占める女性の登用率の目標値を30%と定め、女性の登用率の向上を図ってまいりましたが、令和3年4月1日時点で23.3%と県内市町村平均の28.6%より低い状況です。また、女性自治会長の比率については0%であり、県内市町村平均の5.3%を下回っています。

一方で、市議会における女性議員の比率は28.6%と県内市町村平均の22.1%より高く、市の係長級以上の職員に占める女性比率は34.1%と県内市町村平均の29.8%を上回っています。

誰もが住みやすい社会を構築するには、あらゆる分野の意思決定に性別を問わず共に参画し、共に利益を享受し、共に責任を担う必要があり、今後も引き続き、審議会委員など市民参加の機会に女性の参画を促進します。

(3) 労働と生活

全国・県の雇用形態を見ると、女性はパート等の非正規雇用者の比率が50%を超えていました。本市の男女別労働状態を見ると、女性は「非労働力」、「主に仕事」、「家事のほか仕事」の順に多い状況に変化はありませんが、「主に仕事」の女性は前回の国勢調査時の10,347人から11,479人へと増加しています。

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの法律が施行されて以降、男女の労働者がともに働き続けるための環境整備は進んでいますが、現在においても賃金や昇進・昇格、雇用形態など、機会や待遇における男女間格差が存在しています。

また、市民意識調査の結果によると、仕事と家庭の両立に必要なこととして最も意見が多かったのは「代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること」で、その次に「女性が働くことに対し家族や周囲の理解と協力があること」が続いています。引き続き、職場環境の改善や子育て・介護施策の充実、女性が働くことに対する意識の変革が必要であり、同時に、仕事と私生活・地域生活を充実させるため、ワークライフバランスの推進に取り組む必要があります。

(4) 女性に対する暴力について

新型コロナウィルス感染症の感染拡大による生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加などにより、DV相談件数が増加しており、女性や子どもに対する暴力の増加や深刻化が全国で懸念されています。本市においても、令和2年度以降、DV相談件数が増加しています。

女性への暴力が発生する背景には、社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）による固定的な役割分担意識や、社会的・経済的力の格差、女性に対する差別や偏見などがあるといわれています。女性に対する暴力が根絶され、尊厳をもって一人一人が生きることができるよう、暴力を許さない社会意識を醸成する必要があります。

第3章 計画策定の方向

I 推進イメージ

『ともに支えあい誰もが かがやくまち 本庄』

本庄市総合振興計画において、まちづくりの将来像を「あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち 本庄 ~世のため、後のため~」と定めました。

本市は、古くから培われた歴史と、優れた教育環境を特長とするまちです。これらを将来にわたって伝えていくのみならず、新たな歴史を築き、次代を担う人を育む、「歴史と教育のまち」を目指します。また、市民のまちづくりへの参画を進める「あなたと活かす」まちづくり、市民がつながり支え合う「みんなで育む」まちづくりを進めます。

この男女共同参画プランでは、将来像の実現のために『ともに支えあい 誰もが かがやくまち 本庄』を推進イメージとし、全ての市民が男女共同参画について充分な理解と意識を持ち、あらゆる社会的な活動に意欲を持って参加することができる魅力的なまちづくりを進め、お互いに人権を尊重し、自分らしくかがやけるまちづくりを目指します。

2 施策体系

政策目標	施策の大項目	施策の中項目	主要事業		
1 人権が尊重されれる意識づくり	(1) 人権を尊重する意識啓発	1 人権尊重意識の高揚 ①人権意識を醸成するセミナー等の開催 ②人権啓発活動の推進 2 啓発 ③多様な性のあり方への理解の促進 ④男女共同参画の視点に立った意識 ①男女共同参画の視点に立った意識 ③男女共同参画に関する広報活動の推進 ③男女共同参画に関する講座の実施 ②教職員の研修の充実 ③保護者・PTAへの啓発の充実 ④体験学習の充実			
	(2) 男女共同参画の視点に立った教育、学習の推進	1 学校における男女平等教育、学習 ①男女平等の根絶のための意識啓発 ②生涯における男女共同参画の推進 ①男女共同参画に関する講座の実施 ②学習情報の提供 ③男性向け講座の開催 ①DV防止に向けた啓発の充実 ②若年層への啓発事業の推進 ①配偶者暴力相談支援センターの周知・充実 ②相談員の資質の向上 ③関係機関との連携 ④加害者対策の実施 ①関係機関との連携			
	(3) 配偶者等からの暴力(DV)の根絶(本庄市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画)	1 暴力の根絶のための意識啓発 2 相談体制の充実 3 自立支援対策の充実			
	2 男女共同参画の体制づくりへの男女共同参画	(1) 政策や方針の立案及び決定の場 2 庁内における男女共同参画の推進	審議会等における女性委員の割合の増加 ①審議会等における女性委員の割合の向上 ①市職員研修の充実 ②適正な市職員配置の推進 ③女性管理職の登用 ④ハラスメントの防止		
	3 働きやすい就業環境づくりと安心できる家庭生活	(1) 誰もが働きやすい環境づくり (本庄市女性活躍推進計画) 2 労働相談事業の充実 3 農業、商工業における男女共同参画の推進 4 事業所に対する啓発	1 職場における男女平等の促進 ①男女雇用機会均等法の周知 ②女性が生き生きと的能力を発揮できる就業支援 ③多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備 2 労働相談事業の充実 ①労働法律相談の充実 ②再就職支援のための情報提供 3 農業、商工業における男女共同参画への支援 ①労働セミナーの開催 ②女性の起業支援と育児の場の拡大 ③家族経営協定の締結促進 4 事業所に対する啓発 ①セクシユアル・ハラスメント、ハワー・ハラスメント防止に向けた啓発 ②労働時間の短縮を含めた仕事と生活時間の調和の推進 ③育児休業、介護休業取得の促進		
	4 心とからだの健康づくり	(2) 子育てや介護を担う家族への支援 3 働きやすい就業環境づくりと安心できる家庭生活	1 地域で支える子育て環境の充実 ①乳幼児健診・家庭訪問の充実 ②妊娠健診検査への助成 ③両親学級・育儿学校の実施 ④母子相談の実施 ⑤ファミリーサポート事業の推進 ⑥多様な保育ニーズへの対応 ⑦保育施設の充実 ⑧学童保育の推進 ⑨つどいの広場事業の推進 ⑩子育てに関する相談窓口のPR ⑪留守家庭児童の就学支援 ⑫「親の学習」の推進 2 介護への支援 ①介護に関する相談窓口のPR ②介護予防の取り組み ③介護保険制度の周知 ④家族介護者への支援 ⑤高齢者の生きがいづくりへの支援 ⑥高齢者の学習の場の提供 ⑦老人クラブへの支援 ⑧高齢者への各種支援 ⑨高齢者への就労支援 ⑩障害者相談事業の実施 ⑪障害者の就労支援 ⑫障害者に対する各種支援の実施 2 障害者への支援 ①多言語による生活情報の提供 ②日本語教室の開催 ③日本語指導教室による支援 3 外国人への支援 ④国際交流の推進		
	5 市民との協働による男女共同参画の推進	(3) 安心して暮らせる生活への支援 4 健康づくり	4 防犯体制の整備 5 防災体制の整備	1 健康保持対策の推進 2 健康づくり事業の充実 3 食育の推進 4 リプロダクティブ・ヘルス／ライツの意識啓発	1 各種検診 ②健康相談 ③自殺防止に向けた普及活動の推進 ④精神的サポートへの取り組み ①健康づくりのための健康教育 ②中高年の健康教室 ①学校教育の充実 ②料理講習会を通しての食育の推進 ③正しい食の情報提供 ④地元農産物の利用促進 ⑤親子料理教室の開催 ①リプロダクティブ・ヘルス／ライツの周知 ②小・中学校における保健教育の充実
	6 あなたと活かすみんなで育む歴史と教育のまち本庄のため、後のために	1 関係機関との連携体制の構築 2 人づくり事業の実施 3 市民の声の聴取	1 関係機関との連携体制の構築 ①関係機関との協力体制の構築 ②男女共同参画活動拠点の設置 ①市民との協働による男女共同参画等の講演、セミナーの実施 ②各種関係団体との連携 ①広聴会の拡大		

第4章 施策の展開

政策目標Ⅰ 人権が尊重される意識づくり

男女共同参画社会とは、誰もが互いの人権を尊重し、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会です。

「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識は、徐々に解消されてきているとはいえ、いまだに私たちの生活や習慣、社会制度に根強く残っており、男女共同参画社会の形成を阻害しています。

また、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス／DV※）、セクシュアル・ハラスメント※、性犯罪、売買春やストーカー行為※などの女性に対する暴力も後を絶ちません。

誰もが個人として尊重され、あらゆる分野で差別や偏見による不平等な扱いや性に起因する暴力を受けることがないように、家庭や地域、学校教育等の様々な機会を通じて意識の啓発を図るとともに、相談体制の充実に努めます。

※(ドメスティック・バイオレンス)：夫婦や恋人などの親密なパートナーからの暴力を言います。身体的な暴力だけでなく、言葉によって精神的苦痛を与えること、生活費を渡さず経済的に圧迫することなども暴力に含まれます。

※(セクシュアル・ハラスメント)：相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要的接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目へふれる場所へのわいせつな写真などの掲示など、様々な態様のものが含まれます。

※(ストーカー行為)：特定の他者に対して執拗につきまとう行為を言います。

評価項目	令和4年度			
家庭、職場、地域など各分野ごとに男女の地位が平等になっていると感じる市民の割合	家庭	30.3%	学校教育の場	46.8%
	職場	20.8%	政治の場	9.9%
	地域活動の場	24.1%	社会通念	11.4%
	法律や制度	32.5%	社会全体	14.3%
「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担に関する市民の意識	「同感しない」市民の割合	58.8%		
	「同感する」市民の割合	9.9%		
	「どちらともいえない」市民の割合	28.6%		

資料：「男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年度）」

施策に係る市民満足度	平成28年	令和3年
人権を尊重する社会の実現	20.9%	23.1%

資料：「本庄市総合振興計画」策定に向けた市民アンケート

施策の大項目(1) 人権を尊重する意識啓発

人権の尊重は、男女共同参画社会を形成する上で、その根底をなす基本理念です。誰もがその意義を理解し、人権意識の高揚を図るために啓発活動を充実させていきます。

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、誰もが自立した一人の人間として尊重され、ともに社会のあらゆる分野に参画していけるよう、男女共同参画意識の普及と高揚を図ります。

また、近年、性の多様性について社会的な認識が広まりつつありますが、依然として性的少数者に対する偏見や差別は解消されていないため、多様な性のあり方について理解の促進を図る必要があります。

施策の中項目 1 人権尊重意識の高揚

主要事業	事業概要	担当課
①人権尊重意識を醸成するセミナー、講座の開催	個人の尊重、法の下の平等が生活の中で生かせるようセミナー、講座を開催し、人権意識の高揚を図ります。 各公民館において、利用者団体を対象にした人権教育研修会を開催します。	市民活動推進課 生涯学習課
②人権啓発活動の推進	啓発冊子・啓発用品の配布、視聴覚教材の貸し出しなどにより人権意識の啓発を図ります。	市民活動推進課
③多様な性のあり方への理解の促進と支援	性の多様性を尊重する意識を高めるため、研修や啓発活動を充実させます。また、令和3年度より開始したパートナーシップ宣誓制度の周知に努めます。	市民活動推進課

施策の中項目 2 男女共同参画の視点に立った意識啓発

主要事業	事業概要	担当課
①男女共同参画意識を醸成するセミナー、講座の開催	男女共同参画意識の普及と高揚を図るために各種セミナーや講座を開催します。	市民活動推進課
②固定的な性別役割分担意識の解消を目指す啓発活動	「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、誰もが自由に活動を選択できるよう啓発活動の充実に努めます。	市民活動推進課
③男女共同参画に関する広報活動の推進	「広報ほんじょう」やホームページ等を通じて、男女共同参画に関する啓発活動を行います。	市民活動推進課 広報課

施策の大項目(2) 男女共同参画の視点に立った教育、学習の推進

一人一人が男女共同参画の考え方を理解し、個性と能力を發揮して自らの意思で行動できるよう、男女共同参画の視点に立った学校教育を推進します。

また、あらゆる年代の市民が、互いの人格や個性を尊重し合い、社会の様々な分野に参画していくよう、家庭や地域において学習機会の充実を図り、生涯にわたる男女共同参画の学習を推進します。

施策の中項目 1 学校における男女平等教育、学習の推進

主要事業	事業概要	担当課
①男女平等教育の推進	男女平等意識の高揚を図る教育を推進するために、各教科・各領域等の教育活動全体を男女平等の視点から見直し、人権教育・男女平等の教育を計画的・組織的・継続的に行います。	学校教育課
②教職員の研修の充実	教職員の年間校内研修において、人権教育・男女平等教育の研修を位置づけ、内容の充実を図るとともに、全教職員の共通理解を図ります。また、校外における研修も積極的に活用します。	学校教育課
③保護者・PTAへの啓発の充実	学校だより、学年・学級だより、保護者会等において、男女平等に関する話題を取り上げるなど、家庭や地域社会の理解と協力を得るよう努めます。 学校を拠点とした生涯学習事業である「小学校PTA家庭教育学級」及び「中学校開放講座」の中に男女共同参画を含む人権講座を開催します。	学校教育課 生涯学習課
④体験学習の充実	各学校における係活動や当番活動、委員会活動等において、誰もが互いに尊重し、協力していく体験活動の充実を図り、男女平等意識の高揚を図ります。	学校教育課

施策の中項目 2 生涯学習における男女共同参画の推進

主要事業	事業概要	担当課
①男女共同参画に関する講座の実施	誰もが個性と能力を發揮して社会の中で活躍できる男女共同参画社会を目指し、セミナー等を積極的に開催します。	市民活動推進課
②学習情報の提供	市の広報紙等に講座情報を掲載し、各公民館にポスターを掲示するなどして学習情報の提供を行います。	生涯学習課
③男性向け講座の開催	男性が家庭に関わるきっかけとして、男性を対象とした料理教室等を開催します。	生涯学習課

施策の大項目(3) 配偶者等からの暴力(DV)の根絶

(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく
「本庄市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」として)

配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。)は、重大な人権侵害であり、社会全体に深刻な影響を与える人権問題です。

しかし、実際にはそうした暴力は個人や家庭内などの限られた人間の問題であると考えられ被害が潜在化、深刻化しやすい傾向にあります。

被害者の多くは女性であり、その背景には男女の固定的な役割分担意識や社会的・経済的な力の格差などがあり、女性に対する暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成していく上での課題となっています。

暴力は身近で重大な人権侵害であるという認識を高め、対処していくために、暴力を伴わない人間関係を構築する観点から、若い世代への啓発事業を展開し、将来のDV被害者や加害者とならないよう早期予防に取り組み、安心して相談できる環境の整備、また関係機関との連携体制を整備し、相談から保護、自立支援に至るまで総合的な対策を図ります。

施策の中項目 1 暴力の根絶のための意識啓発

主要事業	事業概要	担当課
①DV防止に向けた啓発の充実	DV防止講座の開催や啓発資料等の作成、配布など様々な機会を通じて、DVに対する認識を深め、防止のための意識啓発を推進します。	市民活動推進課
②若年層への啓発事業の推進	市内公立小中学校における人権教育・人権啓発の充実を図ります。 市内高等学校と協力し、高校生へのデートDV予防・啓発漫画冊子の配布、若年層を対象としたデートDV予防事業の実施により意識啓発を推進します。	学校教育課 市民活動推進課

施策の中項目 2 相談体制の充実

主要事業	事業概要	担当課
①配偶者暴力相談支援センターの周知・充実	被害者にとって最も身近な相談窓口として、「配偶者暴力相談支援センター」の周知、及び機能の充実を図ります。 ・主な機能 ① 相談や相談機関の紹介 ② 緊急時における安全確保及び一時保護依頼の受付 (「緊急一時保護事業」を開始) ③ 自立のための情報提供 ④ 保護命令制度の利用についての情報提供	市民活動推進課

②相談員の資質の向上	被害者の状況に応じた適切な相談対応や助言ができるよう、研修や勉強会等へ参加し、相談員の資質の向上を図ります。	市民活動推進課
③関係機関との連携	(府内)既存の府内連絡会議等により、関係各課と連携を行い被害者への支援体制の整備や外国人・高齢者・障害者に配慮した相談体制の充実を図る。 (府外)警察や民生委員等、地域の関係機関との連携によるネットワークづくり	市民活動推進課 関係各課
④加害者対策の実施	加害者の追及に対し適切な対応ができるよう、職員に対し、加害者対策の周知を図ります。	市民活動推進課

施策の中項目 3 自立支援対策の充実

主要事業	事業概要	担当課
①関係機関との連携	被害者支援の施策を推進していくために関係各課との総合調整を行い、被害者に適切な支援を行います。 ①生活基盤の確保 ②各種情報提供及び手続きの支援 ③心身の回復に向けた支援 ④同伴の子どもに対する支援 ⑤就労に向けた支援 被害者の保護と支援のため、警察、婦人相談センターや民間シェルター等のDV支援機関と連携を図り、被害者の状況に応じた適切な支援を行います。	市民活動推進課 関係各課 市民活動推進課 関係機関

《推進指標》

指標	現状値	年度等	目標値	年度等
人権尊重意識を醸成するセミナーや講座の参加者数	843人	令和3年度	1,900人	令和9年度
LGBTQ※1という言葉の内容を知っている人の割合	33.4% (※2)	令和4年度	65%	令和9年度
男女共同参画意識を醸成するセミナーや講座の参加者数	54人	令和3年度	120人	令和9年度
固定的な性別役割分担に同感しない人の割合	58.8% (※2)	令和4年度	70%	令和9年度
配偶者等からDVを受けたあと、相談した人の割合	27.1% (※2)	令和4年度	40%	令和9年度

※1（LGBTQ）：レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシャル（両性愛者）、トランスジェンダー（生まれたときの性別と自認する性別が一致しない人）、クエスチョニング（自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない人）など、性的マイノリティの方を表す総称のひとつです。

※2：令和4年に市民3,000人を対象に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の集計結果です。

政策目標2 男女共同参画の体制づくり

女性の社会進出は進んでいますが、行政や企業等の政策・方針を決定する場には依然として女性は少なく、男女のバランスを欠いているのが現状です。

誰もが同じ社会の構成員として、ともに利益を得ながら責任を担うには、女性が更に様々な分野の政策や方針等の立案及び決定の過程に積極的に関わることが重要です。

市が率先して審議会等の女性委員の割合を高めたり、女性管理職を積極的に登用するなどの取り組みを進めることにより、市民や社会の関心を促し、地域、各種団体、事業所などあらゆる分野における政策・方針を決定する場に女性の参画が拡大してゆくことを目指します。

施策の大項目(1) 政策や方針の立案及び決定の場への男女共同参画

女性の意見が市政に反映されるよう、委員会・審議会等への女性委員の割合を高めるよう努めます。また、市の政策決定に関わる管理職への女性の登用が進むよう人材育成を図ります。

施策の中項目 1 審議会等における女性委員の割合の増加

主要事業	事業概要	担当課
①審議会等における女性委員の割合の向上	各種審議会等への女性委員の割合を高めるため、関係各課へ理解を求め、働きかけを継続して行います。	市民活動推進課

施策の中項目 2 庁内における男女共同参画の推進

主要事業	事業概要	担当課
①市職員研修の充実	「本庄市人材育成基本方針」に基づき、研修の充実を図ります。	行政管理課
②適正な市職員配置の推進	「組織編成方針」等による定員の計画に基づき、職員配置を行います。	行政管理課
③女性管理職の登用	「本庄市次世代育成支援・女性活躍推進特定事業主行動計画」に基づき、女性管理職を積極的に登用します。	行政管理課
④ハラスメントの防止	「本庄市職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を定め、ハラスメント防止に必要な研修を実施します。	行政管理課

《推進指標》

指標	現状値	年度等	目標値	年度等
審議会等における女性委員の割合 (法律・条例で設置されている附属機関の委員総数のうちの女性委員の占める割合)	23.3%	令和3年度	30%	令和9年度
管理的地位(課長級以上)にある市職員に占める女性割合 (本庄市次世代育成支援・女性活躍推進特定事業主行動計画による目標値)	13.6%	令和3年度	20%	令和9年度

政策目標3 働きやすい就業環境づくりと安心できる家庭生活

育児や介護、家事などの家庭内労働の負担割合が女性に大きく偏っていることが、女性の社会参加を阻む要因のひとつとなっています。

誰もが家庭を大切にしながら、その能力を十分に發揮し、生きがいを持って働くことができるよう、事業所の理解と家族の協力を促すとともに、子育て支援や介護支援の拡充などを図り、仕事と育児や家族の介護などの家庭生活を両立できるように環境整備を進めることが重要です。

同時に、年齢、国籍の違いや、障害の有無にかかわらず、様々な属性を持つ個人が互いを認め合い、支え合って暮らすことの出来る共生社会を実現するため、それぞれの方が能力や意欲を発揮しながら生活することができるよう支援を行います。

また、生涯にわたって住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、防犯・防災体制の整備を進めます。

施策に係る市民満足度	平成28年	令和3年
誰もが生き生きと働き続けられる環境づくり	4.7%	17.1%
子育て支援の充実	29.8%	38.3%
高齢者が生きがいをもって暮らせる体制の充実	19.2%	24.1%
障害者への支援体制や誰もが地域で支ええる体制の充実	13.6%	20.4%
防犯体制の充実	25.4%	34.4%
防災対策や消防・救急体制の充実	26.2%	39.0%

資料:「本庄市総合振興計画」策定に向けた市民アンケート

施策の大項目(1) 誰もが働きやすい環境づくり

(「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく
「本庄市女性活躍推進計画」として)

男女雇用機会均等法の周知に努めるとともに、職場における男女の格差を是正するため労働環境の整備を促進します。

また、誰もが働きやすい環境を整備するためセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント※等の防止に向けた啓発を行い、仕事と生活時間の調和について考え方の普及に努め、育児・介護休業の取得がしやすく、職場復帰しやすい環境の整備を促進します。

さらに、女性の活躍の場の拡大を促進するとともに、自営業に従事する女性が、正当な労働評価がなされ、その地位が向上するよう働きかけます。

※(パワーハラスメント):権力や地位を利用した嫌がらせのことを言います。会社などで職権などの権力差を背景にし、本来の業務の範疇を超えて、継続的に、人格と尊厳を傷つける言動を行い、就労者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与える行為を指します。

施策の中項目 1 職場における男女平等の促進

主要事業	事業概要	担当課
①男女雇用機会均等法の周知	雇用における男女平等を推進するために、男女雇用機会均等法の趣旨をPRし、雇用側の正しい理解を深めるよう働きかけます。	商工観光課
②女性が生き生きと能力を發揮できる就業支援	女性に対する仕事上の差別や賃金格差、昇進、昇格や管理職への登用などに係る労働環境の改善を事業主に働きかけます。	商工観光課
③多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備	女性の社会進出に伴う就業場所や職種等の多様化に対して、女性が安心して働くよう労働環境の整備を促進します。	商工観光課

施策の中項目 2 労働相談事業の充実

主要事業	事業概要	担当課
①労働法律相談の充実	雇用情勢が悪化する中、労使間のトラブルの増加に対応するため、弁護士による労働法律相談を充実します。	商工観光課
②再就職支援のための情報提供	子育て後の女性の再就職を支援するため、関係機関、団体等と行政が連携して、雇用の確保や労働環境の整備を積極的に推進します。	商工観光課

施策の中項目 3 農業、商工業における男女共同参画の推進

主要事業	事業概要	担当課
①労働セミナーの開催支援	就業の継続を願う市民が、安心して仕事が続けられる環境整備を目指して労働セミナーの開催を支援します。	商工観光課
②女性の起業支援と活躍の場の拡大	女性起業家等によるセミナーやイベント並びに在宅ワーカー育成セミナー等を開催し、女性の起業気運の醸成と活躍の場の拡大を促進します。	商工観光課
③家族経営協定の締結促進	家族経営が中心の日本の農業にあって、男女、親子を問わず、家族全員が意欲と生きがいを持って農業が継続できるよう、将来の目標、就業条件や経営の役割分担、収益配分、日常生活における役割分担等についての取り決めを文書で行う家族経営協定の締結を促進します。	農政課
④農業従事者への支援	女性が積極的に農業の担い手として参画するきっかけづくりとして、女性農業者団体の活動を支援します。	農政課

施策の中項目 4 事業所に対する啓発

主要事業	事業概要	担当課
①セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止に向けた啓発	職場内のセクシュアル・ハラスマントやパワー・ハラスマント等を防止し、誰もが働きやすい環境づくりを目指して事業主と就業者に啓発を行います。	商工観光課
②労働時間の短縮を含めた仕事と生活時間の調和の推進	仕事と家庭・地域活動が両立しやすいよう、労働時間の短縮やフレックスタイム制※等の導入を推進します。	商工観光課
③育児休業※、介護休業※取得の促進	仕事と家庭の両立を支援するため、育児、介護休業を取得しやすく、その後職場復帰しやすい環境の整備に努めるよう事業所に呼びかけます。	関係各課

※(フレックスタイム制):労働者自身が一定の定められた時間帯の中で、始業及び終業の時刻を決定することができる変形労働時間制の一つを言います。具体的には、1日の労働時間帯を、必ず勤務しなければならない時間(コアタイム)と、その時間帯の中であれば、いつ出退勤してもよい時間帯(フレキシブルタイム)とに分けて実施するのが一般的です。

※(育児休業):1歳未満の幼児を養育している労働者が、職場での身分や地位を失わないで一定期間休業ないし勤務時間の短縮により育児に専念できる制度です。

※(介護休業):介護を必要とする家族を持つ労働者が、介護のために一定期間休暇を取ることを保障する制度です。

施策の大項目(2) 子育てや介護を担う家族への支援

女性に偏りがちな子育てや介護の負担を軽減し、誰もが仕事や地域活動を安心して行うために、保育所の整備や子育て支援、在宅サービスの拡充など、地域全体で支え合う体制を整えます。

施策の中項目 1 地域で支える子育て環境の充実

主要事業	事業概要	担当課
①乳幼児健診・家庭訪問の充実	母子保健法による健診や相談を実施すると共に「赤ちゃん訪問事業」の推進を図ります。	健康推進課
②妊婦健康診査への助成	妊娠の経過の観察と妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦健康診査を推奨し、費用の助成を行います。	健康推進課
③両親学級・育児学級の実施	妊娠期及び出産期を安心して過ごせるように、仲間作りや体験学習の場として両親学級を実施します。また、出産後の育児期についても同様に、安心して子育てができるよう、乳児期の心身の発達や離乳食などについて学び、仲間作りも図れるよう育児学級も実施します。	健康推進課
④母子相談の実施	乳幼児の発育や発達、離乳食や母乳、性格や癖、子どもとの関わり方など、様々な育児における悩みや不安が軽減できるよう相談を実施します。	健康推進課

⑤ファミリー・サポート・センター事業の推進	子育て中の保護者の負担を軽減するため、市民間で子どもを預けたい人と預かる人との調整を行い、保護者の希望する時間・事情に合わせた子育て支援サービスを行います。	子育て支援課
⑥多様な保育ニーズへの対応	保護者の様々な就労形態や緊急時に対応するため、通常保育の時間の枠を超えた延長保育、一時保育、病児保育及び病後児保育等の特別保育事業を実施します。	保育課
⑦保育施設の充実	多様な保育サービスの提供のため、施設の充実に努めます。	保育課
⑧学童保育の推進	公立学童保育室の運営及び民間学童保育所への委託を行い、児童の健全育成と保護者の就労支援を図ります。	子育て支援課
⑨つどいの広場事業の推進	子育て家庭の孤立化防止と仲間づくりのため、乳幼児親子が自由に集まり、交流できる場を開催し、その中で子育てに関する相談や子育て講座なども行います。	子育て支援課
⑩子育てに関する相談体制の推進	育児不安や育児の孤立化を防ぐため、育児相談、家庭訪問、情報提供、各担当課や専門機関と連携を図りながら支援を行います。	子育て支援課
⑪留守家庭児童の就学支援	勤務等で保護者が不在となる家庭の児童生徒が、親族宅や学童保育所に下校する場合は、下校先の校区の学校に就学できるよう支援します。	学校教育課
⑫「親の学習」の推進	家庭での教育力の向上を図るため、市内の子育て団体や関係機関と連携し、親の力を高めて子育てを支援する「親の学習」講座を、小・中学校、保育園・幼稚園、地域の保護者等を対象に実施し、次世代育成と地域づくりを支援します。	生涯学習課

施策の中項目 2 介護への支援

主要事業	事業概要	担当課
①介護に関する相談 窓口のPR	介護保険関連のパンフレット等を同封し、窓口をPRするほか、各種団体の会合などの機会をとらえ、窓口の存在の周知に努めます。	介護保険課
②介護予防の取り組み	自立した生活が送れるよう運動・栄養・口腔改善の事業を行います。また、はにぽん筋力トレーニング（はにとれ）を毎週開催して介護を必要としない身体づくりに努めます。	介護保険課
③介護保険制度の周知	介護に関する相談者や申請者に対し、介護認定の流れや各種介護サービスの利用などについて窓口での周知に努めるほか、各種団体の会合などの機会をとらえ、制度の周知に努めます。	介護保険課
④家族介護者への支援	高齢者を在宅で介護している家族が、介護者間の交流を図り心身をリフレッシュするための「介護者リフレッシュ事業」の実施や、「要介護高齢者介護手当」「家族介護慰労金」を支給します。また、介護者に対する正しい知識と理解を深め地域全体で支え合う体制を整えるため周知・啓発に努めます。	地域福祉課

施策の大項目(3) 安心して暮らせる生活への支援

高齢者が生きがいを持って生活できるよう高齢者団体の活動や雇用の機会を確保するための支援を行います。

障害者の自立を目指して、相談事業の実施や就労支援をはじめとする障害者への各種支援を行います。

外国人が言葉や文化の違いを乗り越え、地域で円滑に生活を送ることができるように、多言語での情報提供や日本語教室等の支援を行います。

また、誰もが、安心して暮らせるよう犯罪の起きにくいまちづくりを進めるための防犯体制や不測の事態に備えた防災体制の整備を進めます。

施策の中項目 1 高齢者の生きがいづくりへの支援

主要事業	事業概要	担当課
①老人クラブへの支援	単位老人クラブ及び老人クラブ連合会の会員が、社会奉仕、趣味教養、スポーツなど様々な分野で生きがいを持って生活できるよう支援を行います。	地域福祉課
②高齢者への各種支援	高齢者が住み慣れた地域でできる限り自立して生活できるよう、必要に応じた在宅サービス、自立に向けたサービスを提供していきます。	地域福祉課
③高齢者への就労支援	高齢者の意欲及び能力に応じ、雇用の機会その他の多様な就業の機会が確保され、職業生活の充実が図られるよう、シルバー人材センターへ支援を行います。	地域福祉課
④高齢者の学習の場の提供	市民総合大学を開催するほか、高齢者向けの各種講座を地区公民館で開催します。	生涯学習課

施策の中項目 2 障害者への支援

主要事業	事業概要	担当課
①障害者相談事業の実施	身体、知的、精神障害児・者の生活全般にわたる相談や福祉サービスの利用援助などを指定相談支援事業者に委託し実施します。	障害福祉課
②障害者の就労支援	ハローワークなどと連携し、障害者の就労支援を実施します。	障害福祉課
③障害者に対する各種支援の実施	障害者総合支援法に定める地域生活支援事業、重度心身障害者医療費助成、障害者関係団体への助成など様々な支援を行います。	障害福祉課

施策の中項目 3 外国人への支援

主要事業	事業概要	担当課
①多言語による生活情報の提供	国際交流協会のボランティア会員と協力し、外国人へ多言語による生活情報を提供します。	市民活動推進課
②日本語教室	外国人への支援のため日本語教室のボランティアによる日本語教室を開催します。	市民活動推進課
③日本語指導教室	市内在住の日本語の指導を必要とする児童生徒に対し、日本語学習を支援します。更に担当教諭と通訳が協力し、学習の仕方、取り組み方、準備等の指導や支援を行います。	学校教育課
④国際交流の推進	市民間の相互理解を育むため、国際交流協会等民間団体による国際交流を促進させます。また、国際交流協会と連携して、市民が積極的に外国語や文化、料理などを学習する機会を提供し、国際交流を推進します。	市民活動推進課

施策の中項目 4 防犯体制の整備

主要事業	事業概要	担当課
①非行防止緊急パトロールの実施	本庄市青少年育成市民会議、青少年育成推進員、学校の教師・PTA・警察などの協力で、本庄地域と児玉地域で、それぞれ年3回パトロールを実施します。	生涯学習課
②防犯活動ボランティアの育成	防犯ボランティア連絡協議会組織の増強を図るとともに、研修会・講習会を開催します。	危機管理課
③地域での防犯体制の推進	防犯灯の設置費・電気料を補助することにより防犯体制を整備します。	市民活動推進課
④各種団体への支援	防犯ボランティア団体に対して啓発品・防犯パトロール用品を配布します。	危機管理課

施策の中項目 5 防災体制の整備

主要事業	事業概要	担当課
①防災の分野における男女共同参画の推進	防災の分野に男女共同参画の視点を取り入れた、地域防災計画に改定します。	危機管理課
②男女共同参画の視点に立った災害時の対応	避難所での生活におけるニーズの違いを考慮して、避難所運営組織に女性を配置するとともに、女性に配慮した物資の備蓄を強化します。また、女性に対する暴力等を防ぐため女性相談窓口の設置、女性相談員の配置もしくは巡回をします。	危機管理課

《推進指標》

指標	現状値	年度等	目標値	年度等
就業者における女性の比率(市民)※1	44%	令和2年度	50%	令和7年度
ファミリーサポート援助活動件数	2,018 件	令和3年度	2,100 件	令和9年度
保育所等における待機児童数	0人	令和4年 4月1日	0人	令和10年 4月1日
学童保育所における待機児童数	14人	令和4年 4月1日	0人	令和10年 4月1日
つどいの広場事業参加組数	3,146 組	令和3年度	4,500組	令和9年度
子育てに関する相談件数	4,561件	令和3年度	5,000件	令和9年度
はにぽん筋力トレーニング登録者数	2,037人	令和3年度	2,500人	令和9年度
市民総合大学(60歳以上)と高齢者向け公民館講座の受講者数の合計	5,103人	令和3年度	6,500人	令和9年度
障害者雇用率※2	2.29%	令和3年度	2.3% 法定雇用率	令和9年度
全自治会の防犯ボランティア組織率※3	95%	令和3年度	100%	令和9年度

※1：就業している15歳以上の市民における女性の比率（国勢調査）

※2：ハローワーク本庄管内の雇用者のうち障害のある人の雇用率

※3：自主的に防犯活動に取り組む組織が各自治会に組織化されている割合

政策目標4 心とからだの健康づくり

男女共同参画社会の実現のためには、誰もがそれぞれの身体的性差を十分理解し、相手を思いやる意識をもつことが重要です。

特に女性の身体は、妊娠や出産等により大きな影響を受けることから、あらゆる人に女性の健康と権利が守られるように意識の啓発を図る必要があります。女性の自己決定権が尊重されるよう「性と生殖に関する健康と権利」の考え方の普及に努めます。

また、市民一人一人が、生涯を通じて健康でいるために、男女の性差や年齢に応じた健康づくりへの意識啓発や情報提供、各種検診の実施、スポーツ・レクリエーション等の活動支援、メンタルヘルス対策を通じて支援します。

施策に係る市民満足度	平成28年	令和3年
住民検診や健康指導が充実している	44.4%	57.2%

資料：「本庄市総合振興計画」策定に向けた市民アンケート

施策の大項目(Ⅰ) 健康づくりへの支援

生活習慣病の予防をはじめ、心身の健康の維持・増進を図るための健康相談事業や、がんや生活習慣病の早期発見や早期治療につなげるための各種検診を実施します。

気軽に参加できる健康教室・講座や運動教室等を実施し、健康で生き生きと暮らせる社会づくりを推進します。

食と健康について関心が持てるよう、情報の提供と食育の推進を図ります。

施策の中項目 Ⅰ 健康保持対策の推進

主要事業	事業概要	担当課
①各種検診	市民の健康管理を推進するため、各種がん検診を実施することで、疾病の早期発見・早期治療に努めます。	健康推進課
②健康相談	健康増進、生活習慣病予防や様々な疾患について個別相談を実施します。	健康推進課
③自殺防止に向けた普及活動の推進	家族や周囲の人たちが自殺のサインに気付くことができるような人材の養成（ゲートキーパー等）や心の健康づくりの推進を図るとともに、関係機関との連携による支援体制の構築に努めます。	健康推進課
④精神的サポートへの取り組み	主に精神障害者に対して、保健師等による訪問や相談などを実施します。	障害福祉課

施策の中項目 2 健康づくり事業の充実

主要事業	事業概要	担当課
①健康づくりのための健康教育	健康づくりの普及と啓発のため、健康教室・講座を実施します。	健康推進課
②中高年の健康教室	中高年を対象にした健康教室として、各公民館で、ヨガや太極拳、3B体操、トリム体操等、様々な分野の教室を開催します。	生涯学習課

施策の中項目 3 食育の推進

主要事業	事業概要	担当課
①学校給食の充実	行事給食、季節の食材や地域で採れた食材を使った献立の実施により楽しみながら食育について学びます。 栄養士による献立の検討会議等の実施により質の向上を図ります。 除去食及び代替食によるアレルギー対応に努めます。	学校教育課 教育総務課 (本庄上里学校給食センター)
②料理講習会を通じての食育の推進	親子料理教室や食生活改善推進員による料理講座を通し、食育の推進を図ります。	健康推進課
③正しい食の情報提供	食と健康との関係について理解を促すためホームページや啓発パンフレット等により食の啓発・PRに努めます。	健康推進課
④地元農産物の利用促進	学校給食において、地元で採れた旬の食材を利用することは安全面、経済面においても有意義であり、今後より多くの食材を取り入れるような取り組みを進めます。	教育総務課
⑤親子料理教室の開催	親子で食生活に対する关心と正しい知識を学ぶため子ども夏休み体験教室を行い、親子料理教室を開催します。	生涯学習課

施策の大項目(2) 生涯を通じた女性の健康支援

女性の健康は妊娠・出産と大きく関係するため、女性の健康と権利が守られるよう、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※（性と生殖に関する健康と権利）」の考え方の普及に努めます。

また、妊娠中及び出産後も女性が継続して働くよう母性保護と健康管理について情報を提供します。

※（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）：「性と生殖に関する健康と権利」。リプロダクティブ・ヘルスは、人間の生殖システム及びその機能と活動過程のすべての側面において、身体的、精神的、社会的に良好な状態を言い、リプロダクティブ・ライツは、子どもをいつ何人産むか、または産まないかなどを決定する権利を言います。女性の生命の安全や健康を重視する観点から、妊娠、出産、中絶、避妊、情報取得、医療受診などの権利を女性に認めようとする考え方です。

施策の中項目 ① リプロダクティブ・ヘルス／ライツの意識啓発

主要事業	事業概要	担当課
①リプロダクティブ・ヘルス／ライツの周知	妊娠や出産について自己決定できるよう啓発パンフレット等により、啓発に努めます。また、母性保護についても、啓発パンフレット等を活用し、理解と協力を得られるように努めます。	健康推進課
②小・中学校における保健教育の充実	児童生徒の発達段階に応じた性に関する科学的知識や、生命尊重、人間尊重、男女平等の精神に基づく正しい異性観を持ち、現在及び将来の生活における性に関する問題に対して、適切な意思決定や望ましい行動が取れるよう、健康教育（性に関する指導）の充実に努めます。	学校教育課

政策目標5 市民との協働による男女共同参画の推進

本計画を総合的・効果的に推進していくためには、市民の多様なニーズに応じた行政サービスの提供が必要となり、市民と行政が協働して事業を推進する必要があります。

地域、団体、ボランティア、事業者等との協働体制を築き、男女共同参画社会の実現に向けて有効な施策を展開していきます。

施策に係る市民満足度	平成28年	令和3年
市民との協働によるまちづくりの推進	27.4%	30.6%
市民参加と透明性の高い行政運営の推進	26.2%	30.4%

資料：「本庄市総合振興計画」策定に向けた市民アンケート

施策の大項目(1) 市民や様々な団体等との連携

幅広い分野にわたる男女共同参画の推進に向け、市民と協働して事業を実施します。

更に、関係機関と連携して課題に取り組み、市政の範囲を超える場合は、国、県と連携を図ります。

施策の中項目 1 関係団体との連携体制の構築

主要事業	事業概要	担当課
①関係機関との協力体制の構築	事業者、地域団体、NPO※、等と情報交換を進め、地域社会全体で取り組みができるよう連携を図ります。	関係各課
②男女共同参画活動拠点の設置	男女共同参画に関する情報を収集・発信し、市民間のネットワークづくりの場としての拠点を市役所内に設置します。	市民活動推進課

※(NPO) :特定非営利活動促進法に基づいて設立された特定非営利活動法人等で、行政・企業とは別に社会活動をする非営利の民間組織を言います。福祉、まちづくり、男女共同参画、環境など様々な分野で活動を行っています。

施策の中項目 2 人づくり事業の実施

主要事業	事業概要	担当課
①市民との協働による男女共同参画等の講演、セミナーの実施	男女共同参画の理解と認識を深め、市民の主体的な取り組みを促すため、市民と協働して講座やセミナー等を開催します。	市民活動推進課
②各種関係団体との連携	各種関係団体と連携し、情報資料の交換や共催事業を通して、組織内外の人づくりに努めます。	市民活動推進課

施策の中項目 3 市民の声の聴取

主要事業	事業概要	担当課
①広聴機会の拡大	市民と市長の対話集会、市長への手紙、Info メール等を活用し、市民の意見を聞く手段を拡大させます。	秘書課

《推進指標》

指標	現状値	年度等	目標値	年度等
市民との協働による男女共同参画に関する講演・セミナーの開催回数	1回/年度	令和3年度	2回/年度	令和9年度

第5章 計画の推進体制

この計画を効果的に推進し、目標を達成するため、各関係機関等が連携・協力しながら、男女共同参画についてそれぞれ主体的に取り組む必要があります。

1 PDCAサイクルによる本計画の推進

男女共同参画社会の実現のためには、幅広い分野にわたる本計画の施策を、総合的かつ計画的に進めしていく必要があります。

本計画の推進にあたっては、各課の取り組みをPDCAサイクル※によって点検・評価します。

※PDCA サイクル:Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)を繰り返すことによって、管理業務を継続的に改善していく手法。

2 市民・関係団体との連携

男女共同参画に関わる取組は多岐にわたることから、行政機関だけで推進していくことは困難です。市民及び事業者・地域団体・NPO等の関係団体と連携して、地域全体で施策の推進に取り組みます。

3 男女共同参画条例の制定

男女共同参画の施策の推進のため、男女共同参画条例の制定を目指します。

**第4次本庄市男女共同参画プラン
(案)**

令和 年 月

編集・発行 本庄市 市民生活部 市民活動推進課

〒367-8501

埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号

TEL:0495-25-1118

FAX:0495-22-0602

E-mail:katudou@city.honjo.lg.jp